

筑後川中流平野左岸圏域
河川整備計画

令和3年11月

福岡県

目 次

第1章 中流平野左岸圏域の概要	1
1-1 圏域の概要	1
1. 圏域内河川の状況	1
2. 圏域内河川概要	4
3. 地形・地質	9
4. 気候	11
5. 歴史・文化	12
6. 土地利用	17
7. 自然公園の指定状況	18
8. 人口・産業経済・交通	19
1-2 治水と利水の歴史	22
1. 治水の歴史	22
2. 利水の歴史	22
第2章 河川の現状と課題	23
2-1 治水の現状と課題	23
2-2 河川利用及び河川環境の現状と課題	25
1. 水利用	25
2. 河川空間利用	25
3. 自然環境・河川環境	26
4. 河川水質	31
2-3 まとめ	32
第3章 河川整備計画の対象区間及び対象期間	33
3-1 河川整備計画の対象区間	33
3-2 河川整備計画の対象期間	33
第4章 河川整備計画の目標に関する事項	34
4-1 河川整備計画における基本理念	34
4-2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	35
1. 洪水対策	35
2. 内水対策	37
3. 地震・津波対策	37
4. 危機管理	37
5. 河川の維持	37
4-3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに 河川環境の整備と保全に関する目標	37
1. 水利用	37
2. 河川空間利用	37
3. 河川環境	37
4. 河川水質	37

第5章 河川の整備の実施に関する事項	38
5-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	38
1. 河川工事の目的、種類	38
2. 洪水対策	38
(1) 施行の場所	38
(2) 改修方針	40
3. 局所的な改良	52
4. 内水対策	52
5. 水衝部等の安全性確保	52
6. 堤防の安全性確保	52
7. 危機管理	52
5-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	53
1. 河川維持の目的	53
2. 河川維持の種類	53
3. 施行の場所	54
5-3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに 河川環境の整備と保全に関する事項	55
1. 水利用	55
2. 河川空間利用	55
3. 河川環境	55
4. 河川水質	55
5-4 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	56
1. 洪水等に対する総合的な被害軽減対策の推進	56
2. ソフト対策の具体的な取り組み	56
3. 河川の利用・整備等に関する地域住民との連携	59

第1章 中流平野左岸圏域の概要

1-1 圏域の概要

1. 圏域内河川の状況

筑後川中流平野左岸圏域（以下「左岸圏域」と称す）は、筑後川が夜明の狭窄部から筑後平野に出た地点から巨瀬川が合流する地点までの間において、筑後川の左岸側に流入する福岡県が管理する河川の流域です。

左岸圏域内の河川は、筑後川本川に直接流入する井延川、隈上川、小塩川、古川、美津留川の5河川と、巨瀬川及び耳納山地からこれに流入する山曾谷川、樋ノ口川、東本川、堺川、発心川、三光川、藤町川及び不動川の9河川の14河川があります。

これらの河川のうち、井延川、隈上川、小塩川及び巨瀬川上流部はうきは市浮羽町に位置し、美津留川上流部、巨瀬川中流部、山曾谷川及び樋ノ口川上流部はうきは市吉井町に位置します。また、美津留川下流部、古川、巨瀬川中流部、樋ノ口川下流部、東本川及び堺川は久留米市田主丸町に位置し、巨瀬川下流部、三光川、藤町川、不動川及び発心川は久留米市に位置しています。

表 1-1 筑後川中流平野左岸圏域内の市町と河川（指定区間）

関係市町名	市町を流下する河川名
久留米市	巨瀬川、不動川、藤町川、三光川、発心川
久留米市田主丸町	巨瀬川、東本川、古川、美津留川、堺川、樋ノ口川
うきは市吉井町	巨瀬川、美津留川、樋ノ口川、山曾谷川
うきは市浮羽町	巨瀬川、隈上川、小塩川、井延川

表 1-2 筑後川中流平野左岸圏域河川(指定区間)諸元

河川名	河川区間		県管理区間 延長 (km)
	上流端	下流端	
① 巨瀬川	左岸 うきは市浮羽町妹川字元有 3145 番地先	筑後川への合流点	17.1
	右岸 うきは市浮羽町妹川字下小坪 8545 番地先		
② 不動川	左岸 久留米市山本町耳納字今泉 1663 番の 1 地先	巨瀬川への合流点	2.4
	右岸 久留米市山本町耳納字牛殺 1781 番地先		
③ 藤町川	久留米市草野町吉木字上大日 1 番の 1 番地先の西吉木橋	不動川への合流点	2.2
④ 三光川	左岸 久留米市草野町吉木字三光 1231 番の 2 地先	巨瀬川への合流点	2.7
	右岸 久留米市草野町矢作字居釜口 1 番地先		
⑤ 発心川	左岸 久留米市草野町紅桃林 34 番の 1 地先	巨瀬川への合流点	2.1
	右岸 久留米市草野町紅桃林 91 番の 1 地先		
⑥ 堺川	左岸 久留米市草野町紅桃林字早田原 216 番の 1 地先	巨瀬川への合流点	2.4
	右岸 久留米市田主丸町中尾字三反田 1368 番の 3 地先		
⑦ 東本川	左岸 久留米市田主丸町益木田字稗田屋敷 1636 番の 3 地先	巨瀬川への合流点	1.5
	右岸 久留米市田主丸町姥屋敷 1637 番の 1 地先		
⑧ 樋ノ口川	うきは市吉井町鷹取字高尾 1511 番の 8 番地先の玄竹橋	巨瀬川への合流点	1.6
⑨ 山曾谷川	左岸 うきは市吉井町福益字森下 235 番の 6 地先	巨瀬川への合流点	2.1
	右岸 うきは市吉井町福益字森下 262 番の 5 地先		
⑩ 古川	左岸 久留米市田主丸町船越字千代久西島 1931 番地先	筑後川への合流点	9.2
	右岸 久留米市田主丸町船越字千代久西島 1932 番地先		
⑪ 美津留川	うきは市吉井町小塚 279 番地先の県道橋	古川への合流点	8.9
⑫ 隈上川	左岸 うきは市浮羽町田籠字注連原拝床 698 番地先	筑後川への合流点	10.7
	右岸 うきは市浮羽町田籠字注連原邸の内 705 番地先		
⑬ 小塩川	左岸 うきは市浮羽町小塩字小園 3763 番の 1 地先	隈上川への合流点	7.4
	右岸 うきは市浮羽町小塩字馬場 3397 番地先		
⑭ 井延川	うきは市浮羽町山北字寿美ノ江 285 番の 4 地先の国道橋	筑後川への合流点	4.0

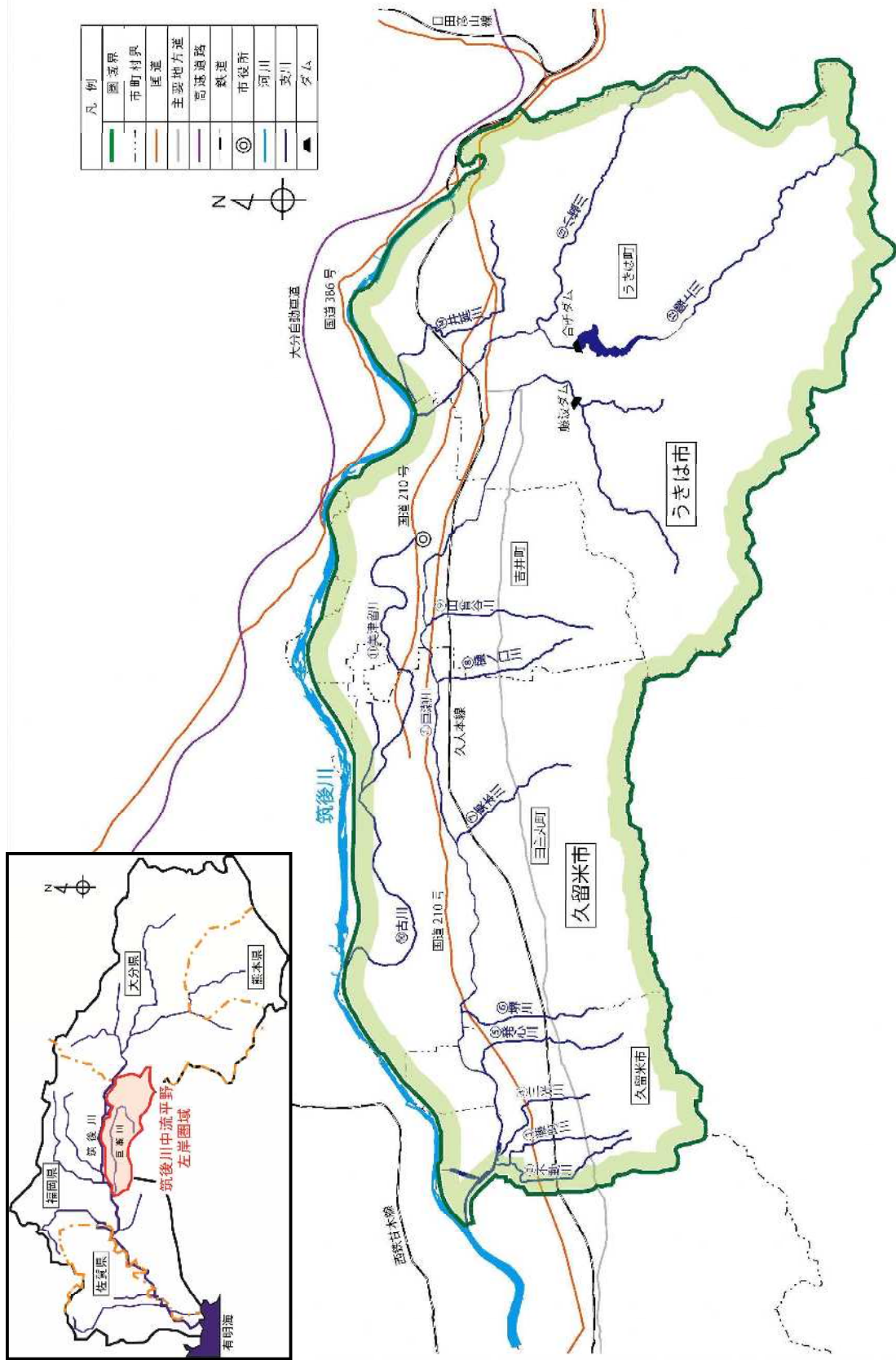


図 1-1 筑後川中流平野左岸圏域対象河川

2. 圏域内河川概要

(1) 巨瀬川 (写真 1-1)

県管理区間延長：17.1km

流域面積：54.5km²

巨瀬川は、耳納山麓を源に発し、うきは市、久留米市の平野部を貫流して筑後川左岸に合流します。

流域は、筑紫平野の田園地帯が広がり、国道210号やJR久大本線が並行し、住宅や事業所も密集して、周辺地域の産業文化の中心地を形成しています。

平成22年3月に完成した藤波ダムは洪水調節を主目的とし、平成29年4月からは放流水を利用した小水力発電所（うきは藤波発電所）が設置され、再生可能エネルギー事業として運用開始されています。



写真 1-1 巨瀬川



写真 1-2 藤波ダム

(2) 不動川 (写真 1-3)

県管理区間延長：2.4km

流域面積：2.7km²

不動川は、耳納山麓を源に発し、久留米市東部の善導寺町中心部を貫流し、藤町川と合流後に巨瀬川に合流しています。河岸は、石積並びにコンクリートブロックによる護岸となっており、川幅は3m程度です。

巨瀬川の低平地に位置する下流域一帯では、左岸圏域の主要交通幹線道路である国道210号が走り、JR善導寺駅も存在することから、沿川には住宅が多く建ち並んでいます。



写真 1-3 不動川

(3) 藤町川 (写真 1-4)

県管理区間延長：2.2km

流域面積：2.5km²

藤町川は、耳納山麓を源に発し、久留米市東部の善導寺町中心部を貫流し、不動川と合流後に巨瀬川に合流しています。

河岸は、石積並びにコンクリートブロックによる護岸となっており、川幅は3m程度です。

巨瀬川の低平地に位置する下流域一帯には、農地が広がっているほか、左岸圏域の主要交通幹線道路である国道210号が走っていることから、住宅地が形成されています。



写真 1-4 藤町川

(4) 三光川 (写真 1-5)

県管理区間延長：2.7km

流域面積：4.9km²

三光川は、耳納山麓を源に発し久留米市東部の善導寺町を貫流し、巨瀬川に合流しています。河岸は、石積並びにコンクリートブロックによる護岸となっており、川幅は約4～5m程度です。

その流域は、巨瀬川の低平地に位置し、農地が広がり集落もみられます。



写真 1-5 三光川

(5) 発心川 (写真 1-6)

県管理区間延長：2.1km

流域面積：2.9km²

発心川は、耳納山麓を源に発し久留米市東部の大橋町^{おおはしまち}を貫流し、巨瀬川に合流しています。河岸は、石積並びにコンクリートブロックによる護岸となっており、川幅は約2～3m程度です。

その流域は、巨瀬川の低平地に位置し、国道210号から上流は田畑が広がり、これより下流は住宅が密集しています。



写真 1-6 発心川

(6) 塚川 (写真 1-7)

県管理区間延長：2.4km

流域面積：2.1km²

塚川は、耳納山麓を源に発し久留米市東部の田主丸町を貫流し、巨瀬川に合流しています。河岸は、石積並びにコンクリートブロックによる護岸となっており、川幅は約2m程度です。

その流域は、巨瀬川の低平地に位置し、国道210号から上流は田畑が広がり、これより下流は住宅が密集しています。



写真 1-7 塚川

(7) 東本川 (写真 1-8)

県管理区間延長：1.5km

流域面積：5.0km²

東本川は、耳納山麓を源に発し久留米市田主丸町の南部を貫流し、巨瀬川に合流しています。河岸は、石積並びにコンクリートブロックによる護岸となっており、川幅は約10m程度です。

その流域は、巨瀬川の低平地に位置し、沿川は田畑が広がっています。



写真 1-8 東本川

(8) 樋ノ口川 (写真 1-9)

県管理区間延長：1.6km
流域面積：3.2km²

樋ノ口川は、耳納山麓を源に発し久留米市田主丸町とうきは市吉井町の境界を貫流し、巨瀬川に合流しています。河岸は、石積並びにコンクリートブロックによる護岸となっており、川幅は約10m程度です。

その流域は、巨瀬川の低平地に位置し、沿川は工場地帯が密集しています。



写真 1-9 樋ノ口川

(9) 山曾谷川 (写真 1-10)

県管理区間延長：2.1km
流域面積：2.6km²

山曾谷川は、耳納山麓を源に発しうきは市吉井町を貫流し、巨瀬川に合流しています。河岸は、石積並びにコンクリートブロックによる護岸となっており、川幅は約2m程度です。

その流域は、巨瀬川の低平地に位置し、国道201号から上流は田畑が広がり、これより下流は住宅が密集しています。



写真 1-10 山曾谷川

(10) 古川 (写真 1-11)

県管理区間延長：9.2km
流域面積：6.3km²

古川は、久留米市田主丸町の北部を筑後川の左岸側でほぼ並行して流れ、平坦部を蛇行しながら西流し筑後川に合流しています。流域のほとんどが水田で、一部集落がみられる中を流下しています。

河岸は、上流の集落内の区間を中心に多くの区間でコンクリートブロックによる護岸が整備されています。このほか、石積護岸や自然河岸の区間もみられます。



写真 1-11 古川

(11)美津留川（写真 1-12）

県管理区間延長：8.9km

流域面積：7.7km²

美津留川は、久留米市田主丸町とうきは市吉井町の北部で筑後川と巨瀬川の間を流れ、古川に合流しています。河岸は、上流の集落内の区間を中心に多くの区間でコンクリートブロックによる護岸が整備されています。このほか、石積護岸の区間もみられます。

沿川は、農地が広がるものの、宅地が密集する区間が存在しています。



写真 1-12 美津留川

(12)隈上川（写真 1-13）

県管理区間延長：10.7km

流域面積：36.7km²

隈上川は、おおいたけん ひ た し ま え つ え ま ち大分県日田市前津江町及びおおやま ち大山町の奥耳納山地に源を發し、うきは市浮羽町に入った後、九州でも有数な棚田による農作地域を貫流し、福岡県が管理する合所ダムを通り小塩川と合流後、下流の直轄管理区間につながっています。

合所ダムの設置目的は、かんがい用水並びに上水道の供給です。



写真 1-13 隈上川



写真 1-14 合所ダム

(13)小塩川（写真 1-15）

県管理区間延長：7.4km

流域面積：22.7km²

小塩川は、大分県日田市前津江町及び大山町の奥耳納山地に源を發し、隈上川に合流しています。

上流のほたるの里広場は、毎年5月下旬から6月初旬はホタルが舞う時期です。ホタルの里小塩地区では、この時期にあわせて小塩ホタル祭りが行われています。



写真 1-15 小塩川

(14) 井延川 (写真 1-16)

県管理区間延長： 4.0km

流域面積 : 10.3km²

井延川は、うきは市浮羽町の水田や民家の中を流下する河川であり、JR久大本線を境に河川の様相は変化します。JR久大本線より下流部は、小規模河川改修及びほ場整備事業等によりほぼ改修済みとなり、河川幅が20m程度となっています。エリソンオニヅカ橋付近より下流は、両岸に連続的に護岸整備が施され人工的な河川の様相となり、一方上流は両岸が土羽により形成され、草本類が繁茂し、田園の中を流下しています。



写真 1-16 井延川

3. 地形・地質

左岸圏域は、福岡県中南部に位置し、筑後川と耳納山地に囲まれた緑豊かな自然が多く残っており、筑後川県立自然公園にも指定（筑後川本川及び山地部）されている地域です。

(1) 地形

左岸圏域の地形は、筑後川に沿ってほぼ帯状に広がる平野部と南部の丘陵部、山地部に分類されます。平野部は、肥沃な沖積地であり、水田を中心とした耕作地並びに幾つかの集落で形成されています。丘陵部は、幾つかの連続した扇状地が重なり合って形成された複合扇状地であり、果樹園や畑に多く利用されています。山地部は、大きく分けて東西に連なる鷹取山などの山々から形成される耳納山地と限上川が貫流する釈迦岳^{しやかだけ}山地が形成され、このうち耳納山地は耳納断層山地と耳納傾動地塊山地に分けられ、断層を含む地形となっています。

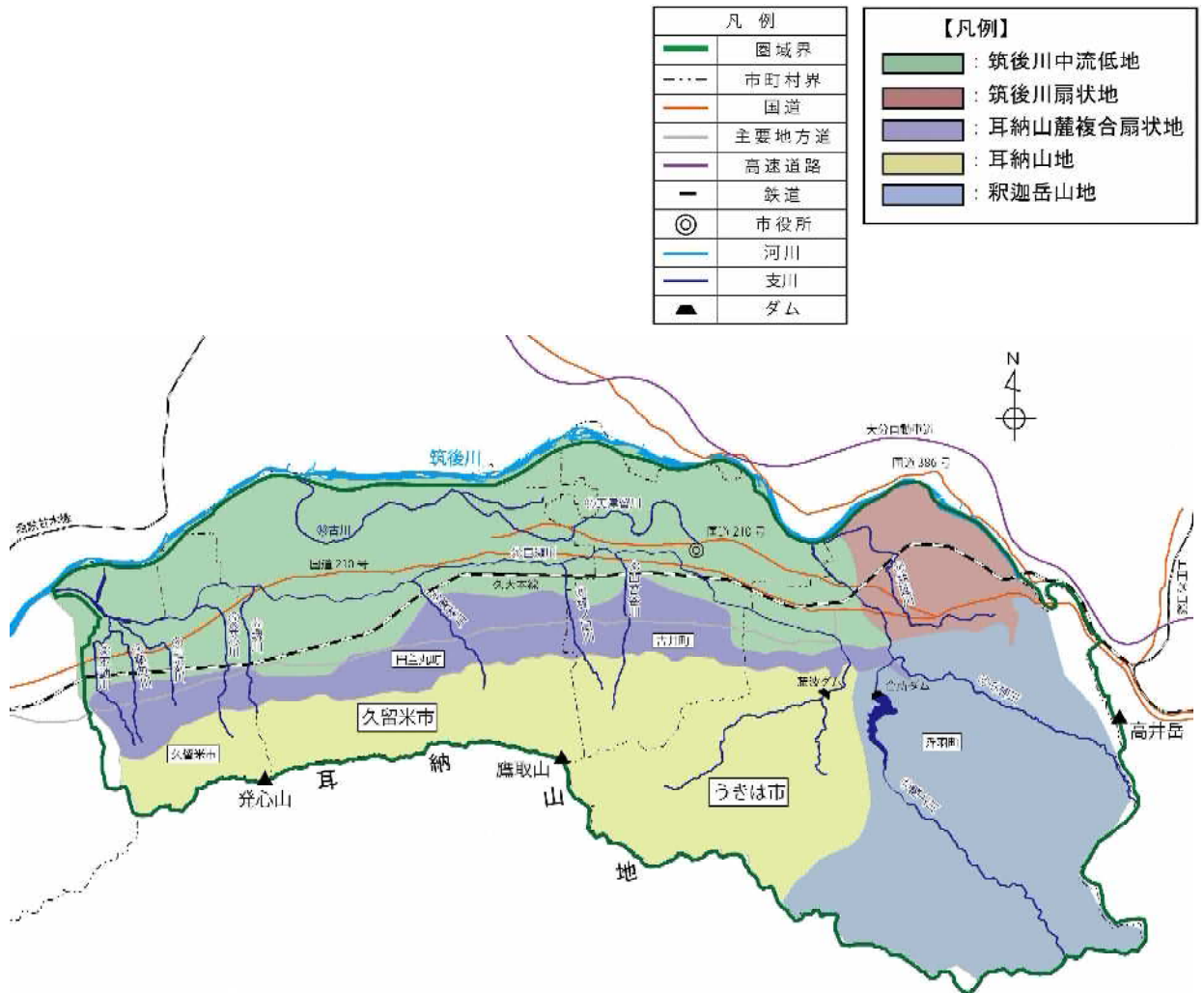


図 1-2 筑後川中流平野左岸圏域 地形分類図

出典) 国土交通省 国土調査「20万分の1土地分類基本調査データ」

(2) 地質

左岸圏域の地質は、平野部及び丘陵部の大部分では凝灰岩を含む「砂岩・頁岩」が分布しています。山地部では地質構造が大きく分かれ、古生代の三郡変成岩類、中生代の花崗岩類、新生代の堆積岩類及び火山岩類で構成され、久留米市田主丸町とうきは市吉井町の南部にまたがる耳納山地一帯は、三郡変成岩類である「砂質準片岩・泥質準片岩・緑色準片岩・緑色岩」が広く分布しています。また、鷹取山の北部一帯においては、花崗岩類である「閃雲花崗岩・黒雲母花崗岩」の分布がみられます。

うきは市浮羽町の南部の巨瀬川上流域・隈上川流域をもつ奥耳納山地一帯には、新生代の中新世紀後期から鮮新世にかけて噴出・堆積した安山岩質の溶岩と火砕岩と考えられる火山岩類である「輝石安山岩・角閃安山岩」が分布しています。また河川沿いには「変朽安山岩化凝灰質角礫岩」が分布しています。

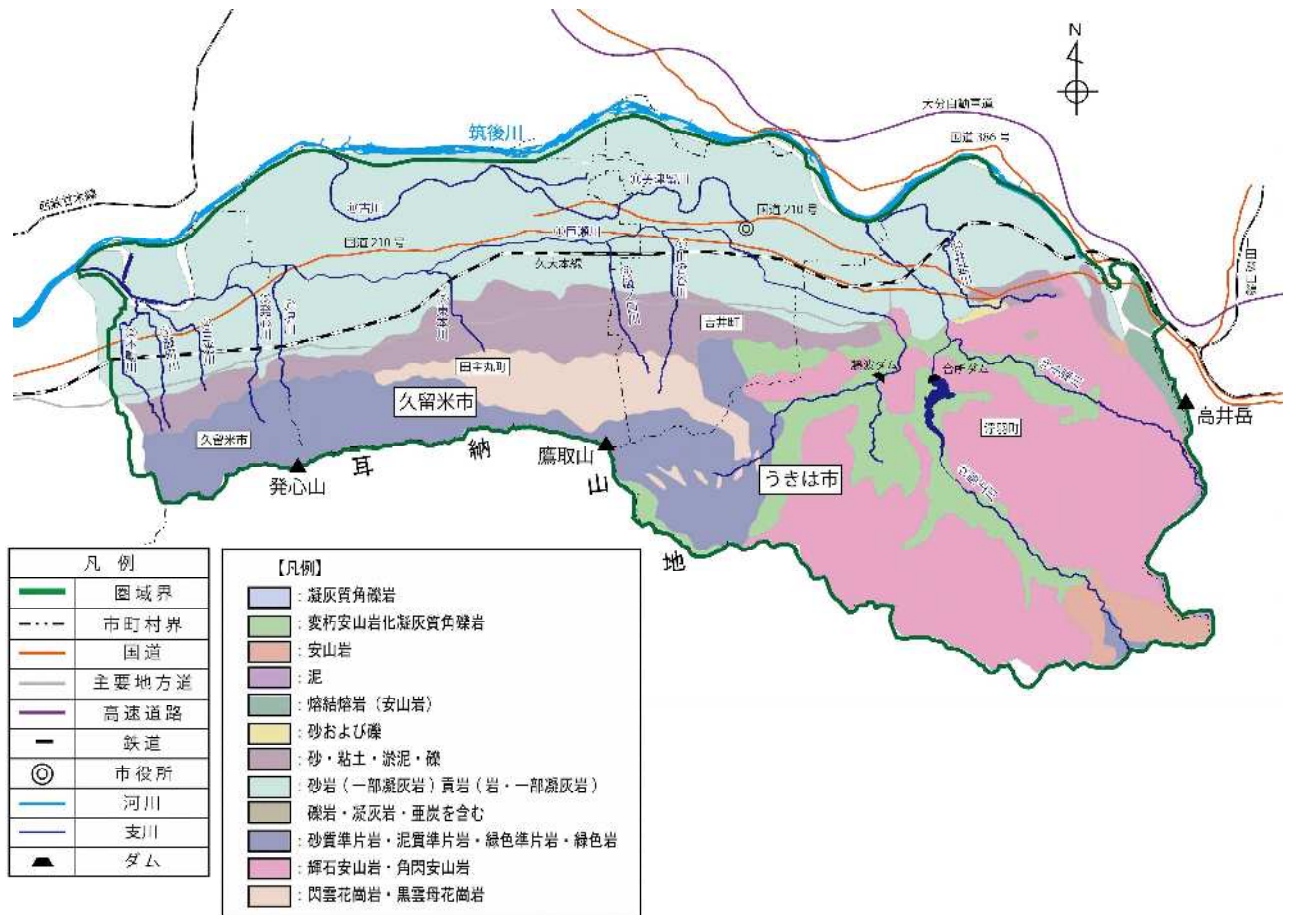
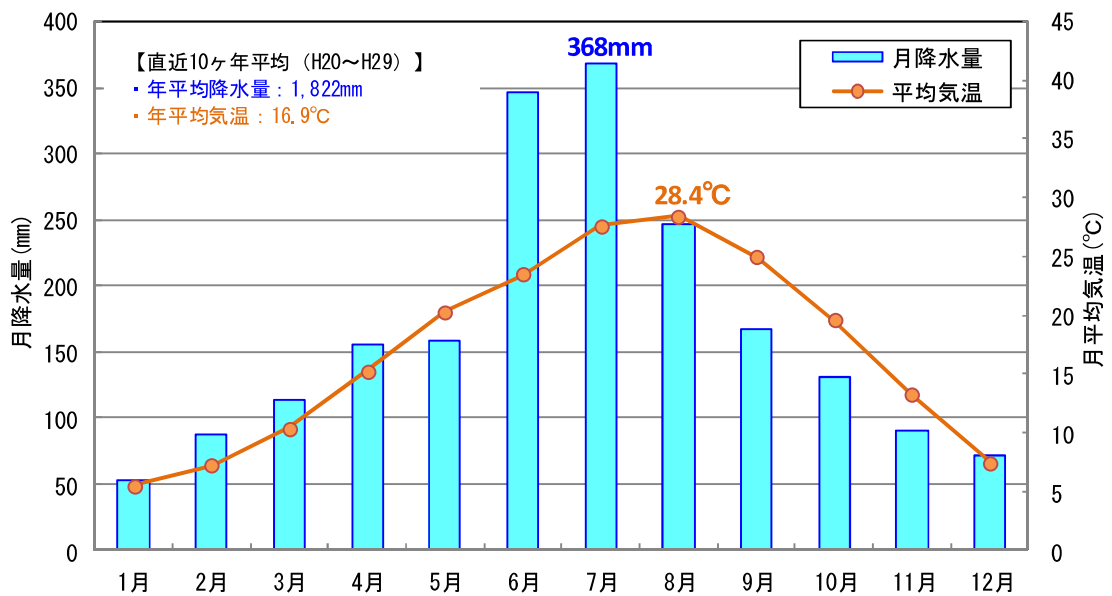


図 1-3 筑後川中流平野左岸圏域 地質平面図
 出典) 国土交通省 国土調査「20万分の1土地分類基本調査データ」

4. 気候

左岸圏域は、ほぼ西九州内陸気候区に属しており、比較的温暖な気候の地域です。久留米市津福本町つぶくほんまちにある久留米気象観測所（气象台）における平成20年から平成29年の記録から、年平均気温は16.9度、年間降水量が1,822mmとなっています。

左岸圏域で年間を通じ最も雨の多い時期は、6,7月の梅雨期であり、8,9月の台風期まで含めた4ヶ月間の降水量は年間降水量の約57%に達しています。また、降水量の年変化が大きく、豪雨等によりたびたび水害に見舞われています。



出典：気象庁気象観測データより

図 1-4 久留米気象台の月降水量及び月平均気温
(平成20年～平成29年)

5. 歴史・文化

左岸圏域には、歴史や文化、自然に関する観光資源がたくさんあります。主なものとして、筑後川や耳納連山に雄大で美しい自然、^{かたの}片の瀬温泉、^{よし}吉井温泉及び筑後川温泉など筑後川沿いに分布する温泉、また巨峰・柿などのフルーツ狩り、装飾古墳や社寺、久留米市田主丸町のふるさと会館や河童資料館及びうきは市吉井町の白壁の町並み、うきは市浮羽町の^{ちようおん}調音の滝、久留米市の古い町並みが残る草野地区の草野歴史資料館や大本山善導寺等があげられます。

文化財としては、隈上川の最上流にある「平川家くど造り民家」や巨瀬川流域の「木造阿弥陀如来立像」などの国指定文化財をはじめ、「鹿毛家住宅」「須佐能袁神社」「門注所文書」などの県指定有形文化財、「小椎尾神社旧神像敷板」「木彫阿弥陀如来坐像」「御粥占い面絵記録」等の県指定有形民俗文化財が数多くあります。小塩川上流の岩屋堂では、ホテル発生の時期には、ホテル祭りが開催されるなど多くの見物客が訪れます。

また、地元自治体とNPO等が主体となり、筑後川を核とした地域振興と自然環境保護の象徴として、「筑後川源流の碑」が建立されています。



写真 1-17 ^{ちようおん}調音の滝
出典) 福岡県 HP



写真 1-18 白壁の町並み
出典) うきは市 HP



写真 1-19 ホテルまつり
出典) うきは市 HP



写真 1-20 ^{げんりゅう}筑後川源流の碑
出典) 筑後川源流プロジェクト会議事務局

表 1-3 左岸圏域内の国・県指定文化財一覧

分類	関係市町	区分	種別	名称	
有形文化財	久留米市	国指定	重要文化財(彫刻)	木造阿彌陀如来坐像	
	浮羽町	国指定	重要文化財(建造物)	平川家(主屋、納屋)	
	吉井町	国指定	重要文化財(考古資料)	筑後浮羽郡月岡古墳出土品(附 発掘関係書類一冊)	
	久留米市	国指定	登録有形文化財(建造物)	山辺道文化館(旧中野病院診療棟及び倉庫)	
	久留米市	国指定	登録有形文化財(建造物)	草野歴史資料館(旧草野銀行本店及び門)	
	浮羽町	国指定	登録有形文化財(建造物)	楠森河北家住宅 (主屋、座敷、新座敷、木材小屋、秤蔵、炭部屋、米蔵・器蔵、味噌蔵)	
	吉井町	国指定	登録有形文化財(建造物)	南久保田家住宅 (主屋、米蔵、ツキアタリ蔵、農業倉庫、味噌部屋、裏門、材木置き場、脇門)	
	久留米市	県指定	有形文化財(建造物)	石浦大橋	
	久留米市	県指定	有形文化財(建造物)	須佐能袁神社本殿(拝殿及び楼門)	
	久留米市	県指定	有形文化財(建造物)	鹿毛家住宅主屋(表門、蔵、井戸小屋、附 財産目録)	
	田主丸町	県指定	有形文化財(彫刻)	木造毘沙門天立像	
	吉井町	県指定	有形文化財(工芸)	梵鐘	
	浮羽町	県指定	有形文化財(古文書)	門注所文書	
	浮羽町	県指定	有形文化財(古文書)	熊樓家文書	
	無形文化財 民族文化財	田主丸町	県指定	有形民俗文化財	輪蔵(附 経蔵)
		浮羽町	県指定	有形民俗文化財	小椎尾神社旧神像敷板ならびに岩屋堂木彫阿彌陀如来坐像
		浮羽町	県指定	有形民俗文化財	御粥占い面絵記録(附 御粥箱一箱)
		浮羽町	県指定	有形民俗文化財	油絵「元寇」
	記念物	久留米市	国指定	史跡	下馬場古墳
		田主丸町	国指定	史跡	田主丸古墳群(田主丸大塚古墳、寺徳古墳、中原孤塚古墳、西館古墳)
吉井町		国指定	史跡	日岡古墳	
吉井町		国指定	史跡	屋形古墳群(珍塚古墳、鳥船塚古墳、古畑古墳、原古墳)	
吉井町		国指定	史跡	楠名・重定古墳	
吉井町		国指定	史跡	塚花田古墳	
久留米市		県指定	史跡	前畑古墳	
久留米市		県指定	史跡	菟心城後	
田主丸町		県指定	史跡	森部平原古墳群	
久留米市		県指定	天然記念物	宮崎八幡宮の大イチョウ	
久留米市		県指定	天然記念物	長岩山のサザンカ自生地	
吉井町		県指定	天然記念物	千年の松	
構造物群	浮羽町	国指定	重要伝統的建造物群保存地区	うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区	

出典)福岡県の文化財HP(平成28年3月時点)

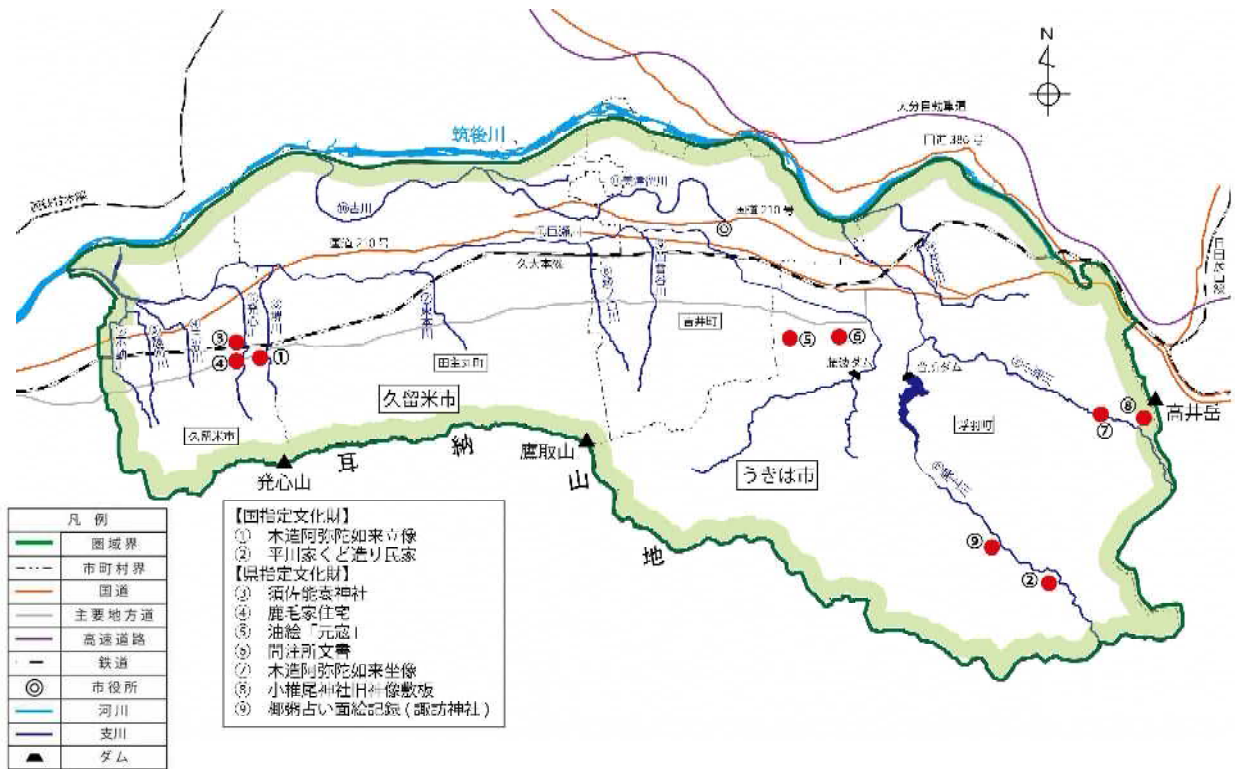


図 1-5 筑後川中流平野左岸圏域の主な指定文化財位置図

<主な指定文化財の概要>

【①木造阿弥陀如来立像（国指定：重要文化財）】



久留米市草野町にある西向山専念寺は、浄土宗の第二祖で、善導寺開山の聖光上人の弟子持願上人が元久元年（1204）開基した寺と言われている。本寺は「九州の日光」に称されるように、本堂や内陣は金泥の柱、格天井には龍、四方には極楽浄土の壁画が描かれている。その中で、中央の須弥壇に安置されているのが、本尊の阿弥陀如来立像である。

寺伝には、恵信僧部の作と伝わり、田主丸町善院にあった古い寺院の本尊が移されたと言われている。

出典）「郷土の文化財」久留米市

【②平川家くど造り民家（国指定：重要文化財）】



うきは市浮羽町の中心部から南東へ入り込んだ大分県境に近い山間部に位置する。主屋と納屋から主屋は本県の筑後川流域と佐賀県に特有の屋根伏が凹字形のいわゆる前谷型「くど造り」の農家である。

建築時期は、棟札などの記録はないが、構造や手法などから18世紀末から19世紀初めの建築と思われる。当家は、本県南部の「くど造り」のなかでも規模が大きく、この様式の発展したものととして貴重である。

出典）概要_福岡県 HP 写真_うきは市 HP

【③須佐能袁神社本殿、拝殿及び楼門（県指定：有形文化財）】



須佐能袁神社は耳能山地の山麓に建つ神社で、平家討伐に軍功のあった竹井城の草野永平が、建久 8 年（1197）に勧請したといわれている。草野家は、天正 16 年（1588）、豊臣秀吉の九州平定の際に滅亡したが、以後この町の氏神として祀り崇めてきた。

社名は、祭神素戔鳴尊に由来するが、旧名の祇園社と呼ばれることも多くある。

北から石橋、楼門及び回廊、水屋、拝殿、庇ノ下、神殿等が並んでいる。今の社殿は、明治 14 年（1881）に起工し、同 19 年に上棟したもので、大工総棟梁は久留米の岡崎吉兵衛があたり、各建築はそれぞれの棟梁があたった。また、各所に見られる彫刻は、榎津の村石繁造の作になる。

出典）「郷土の文化財」久留米市

【④鹿毛家住宅（県指定：有形文化財）】



久留米市草野町は江戸時代、久留米から豊後日田への外道沿いの宿場、在郷町として栄えたところである。外道沿いには、造り酒屋・醤油屋・質屋など、30 種類以上の職種の民家が建ち並んでいた。その中で鹿毛家は、江戸時代から醤油醸造、ろうそく製造、質屋等を幅広く営む商家で、盛時には屋敷内に数十頭の蔵が並んでいた。

現在残っているのは、表門・主屋・棟続きの蔵（番屋、醤油庫、石炭庫、漬物納屋、室庫）・井戸小屋などで、それらの建築年は確かな記録は残っていないが、外観や家の口伝から 18 世紀末前後と推定される。

出典）「郷土の文化財」久留米市

【⑤油絵「元寇」（県指定：有形民俗文化財）】



本仏寺の宝物殿に矢田一嘯画伯による油絵の元寇によるパノラマ画（14 枚 1 組）が同寺の寺宝館に納められている。

矢田一嘯画伯は、安政 5 年 12 月 19 日、横浜生まれ、はじめ日本画を研究していたが、進んで洋画を習得するために渡米。ロサンゼルスでパノラマの技法を学び帰国。その後九州に至り佐野前勲日管上人と出会い、元寇記念碑としての亀山上皇並びに日蓮聖人銅像の建設に献身的に協力。その当時に描かれたものが西身延所蔵の歴史画 14 枚であって、現在文化財に指定されている。

出典）うきは市 HP

【⑥問注所文書（県指定：有形文化財）】



浮羽の地方に最も由緒部会豪族で、長岩城、井上城、立石城の城主として星野、秋月氏らとの戦いを繰り返し、勝楽寺や溝尻天満宮その他の社寺を建立して栄えた問柱所氏に関する古文書である。

これは、故河原正人氏によって収集、保存されたものである。

出典）うきは市 HP

【⑦木造阿弥陀如来坐像（県指定：有形民俗文化財）】



この地に落ちのびて来た丹後局は、その後仏門に入り「比丘尼」となり、開岩山妙山庵（現岩屋堂観音堂の前庭にあったという）という草庵を建てて、源頼朝たちの冥福を祈ったという。

この僧像2軀は恐らく越生城主か、その一門の有力者で仏門に入って入道となった者の像と思われる。

出典）うきは市 HP

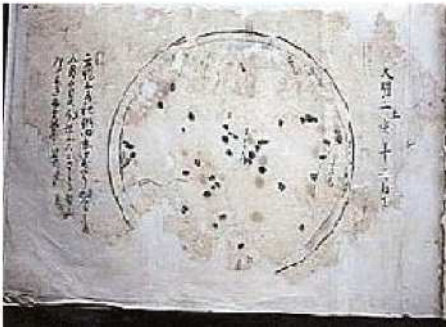
【⑧小椎尾神社旧神像敷板（県指定：有形民俗文化財）】



元久の頃（1205 頃）、時の将軍源頼朝の寵愛を受けていた丹後局は、将軍の死後身の危険をさけるため、その兄比企判能員の依頼を受けた越生越前守広斉に伴われて鹿兒島の坊之津に下り、その後八代を経てこの地に落ちのびて来たといわれ、広斉は東山（現在の鳥岳）に東山城を築いてこの地方を治め、またこの小椎尾神社も勧請されたと伝えられている。

出典）うきは市 HP

【⑨御粥占い面絵記録（県指定：有形民俗文化財）】



粥占いは諏訪神社で毎年1月15日に行われる神事で、宮司自ら3合3勺の粥を炊き、これを大皿に盛って筑前・筑後・豊前・豊後に区分し、御粥箱に納めて神殿に奉安しておき、2月の卯の日（現在は3月30日）に御粥開きを行うものである。粥に生じたカビの生え方・色などによって当年の農産物の吉凶を占うもので、記録は粥面の図を上質の和紙に描き、はじめに占いを簡単に書き、年末にその年の実際を記入したものである。現在4冊に製本されており、4冊本にした時期に湿気・シミ等で保存に耐えないものを除去しているために、現存最古のものは天明2年（1782）の記述である。その後約160年間の記録が保存状態もよく残されている。

出典）概要_福岡県 HP 写真_うきは市 HP

6. 土地利用

左岸圏域の土地利用は、平坦部と中山間部に大きく区分され、それぞれ主に水田地帯、果樹地帯で形成され、一部中山間部では、棚田を利用した稲作が行われ、美しい景観をつくりだしています。

平坦部では、地域の東西に流れる筑後川の川沿いには温泉が分布し、平坦地のほぼ中心を通る国道210号沿いには市街地が形成され、各町の中心として行政関連施設や商業施設、住宅などが立地しています。また、農地については昭和40年代に入って、国営の「耳納山麓総合土地改良事業」及び「筑後川中流土地改良事業」、さらにそれらに関連するほ場整備事業等の農業基盤整備が本格的に進められ、生産性の向上に寄与しています。

中山間部では、農林業を中心とした農山村が形成されています。近年、この地域の生活環境の向上等を目的に各種整備を図る地域振興計画等が策定されており、今後が期待されます。

左岸圏域の地目別土地利用の割合は、全面積のうち、宅地が11%と低いのに対し、農地が40%、森林が43%と高い状況にあります。また約70%が農業振興地域に指定され、そのうちの44%が農用地区域であり、都市的土地利用が規制されています。

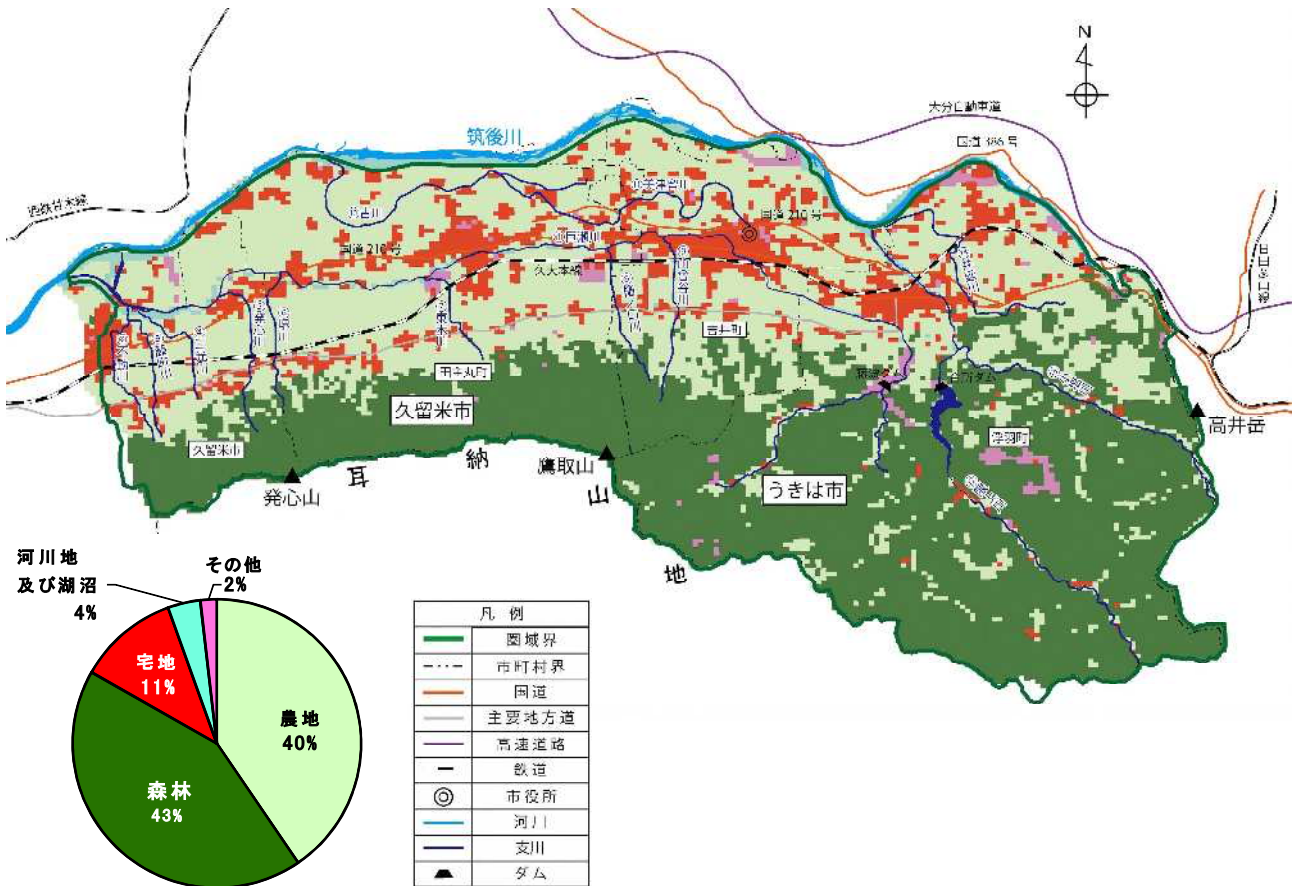


図 1-6 筑後川中流平野左岸圏域の土地利用割合
出典) 国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ (H21年度)

7. 自然公園の指定状況

左岸圏域は、福岡県中南部に位置し、筑後川と耳納山地に囲まれた緑豊かな自然が多く残っており、筑後川県立自然公園及び耶馬日田英彦山^{やまひたひこさん}国定公園の一部に指定されているとともに、福岡県鳥獣保護区等位置図では、特定猟具使用禁止区域にも指定されています。

表 1-4 自然公園一覧表

種別	公園名	流域内関係市町	指定年月日	備考
国定公園	耶馬日田英彦山 国定公園	うきは市 (吉井町、浮羽町)	S25.7.29 H14.10.11 (計画変更)	
県立 自然公園	筑後川 県立自然公園	久留米市 (久留米市、田主丸町)	S25.5.13 H4.5.3 (区域変更・計画決定)	

表 1-5 規制状況一覧表

規制項目	関係法令	名称	所在地
特定猟具(銃器) 禁止使用区域	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	① 久留米市東部	久留米市
		② 合所ダム	うきは市

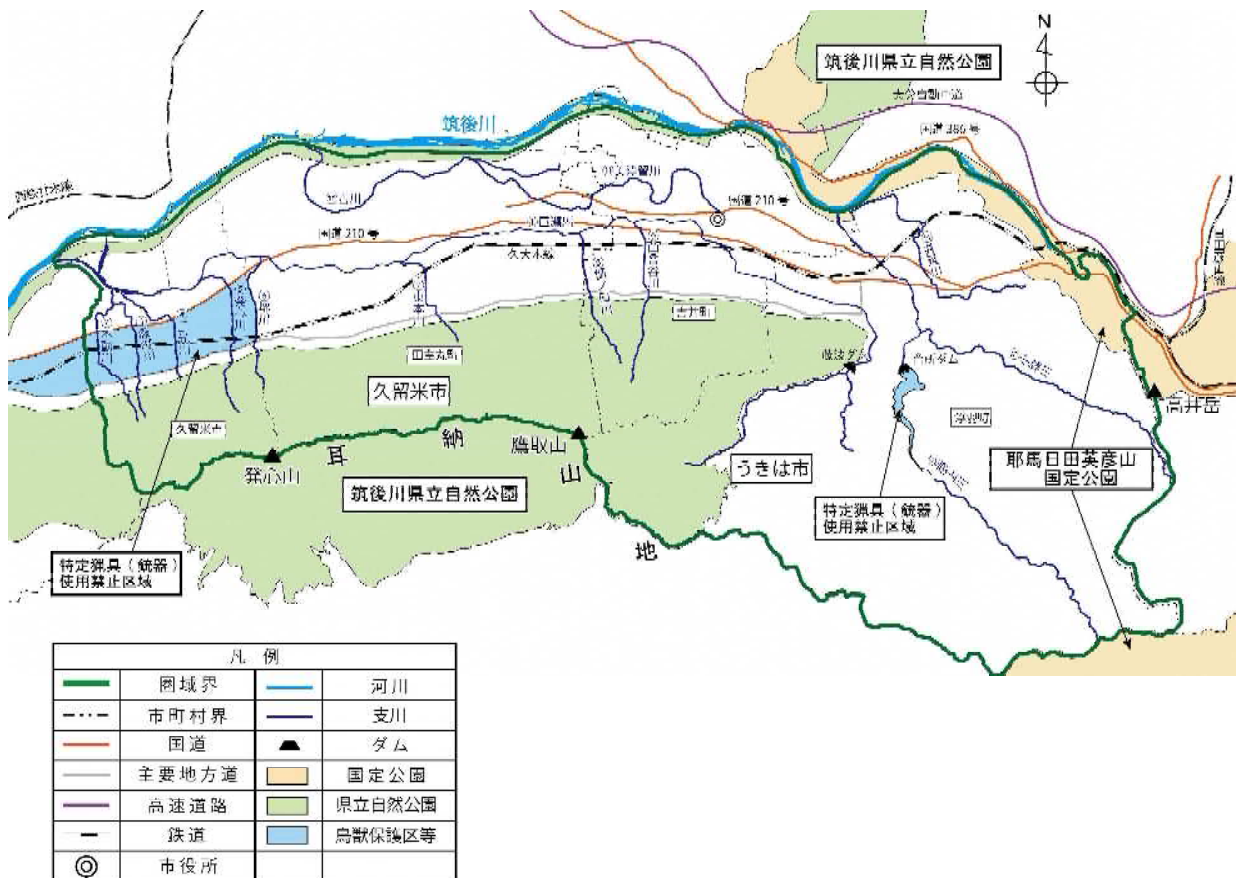


図 1-7 筑後川中流平野左岸圏域の自然公園・鳥獣保護区等

出典) 福岡県 HP

8. 人口・産業経済・交通

(1) 人口

左岸圏域を構成する市町の人口は、約 29 万人（平成 27 年国勢調査）です。人口の推移は、平成 17 年以降減少傾向にあります。

表 1-6 圏域内関係市町の人口経年変化

圏域内関係市町	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	
久留米市	旧久留米市	216,972	222,847	228,350	234,433	236,543	239,272	236,493	239,642
	旧田主丸町	22,437	22,553	22,231	21,775	21,532	20,664	19,906	19,267
	計	239,409	245,400	250,581	256,208	258,075	259,936	256,399	258,909
うきは市	旧吉井町	17,872	17,920	17,569	17,545	17,209	16,995	16,751	15,304
	旧浮羽町	18,890	18,925	18,344	17,634	16,836	15,907	14,889	13,471
	計	36,762	36,845	35,913	35,179	34,045	32,902	31,640	28,775
圏域内関係市町合計	276,171	282,245	286,494	291,387	292,120	292,838	288,039	287,684	
福岡県全体	4,553,461	4,719,259	4,933,294	4,933,294	5,015,699	5,049,908	5,071,968	5,101,556	

出典) 国勢調査統計より

※1: 久留米市は、平成17年に城島町、三潞町、田主丸町、北野町と合併。左岸圏域は、旧久留米市、田主丸町のみ。

※2: うきは市は、平成17年に浮羽町、吉井町と合併。

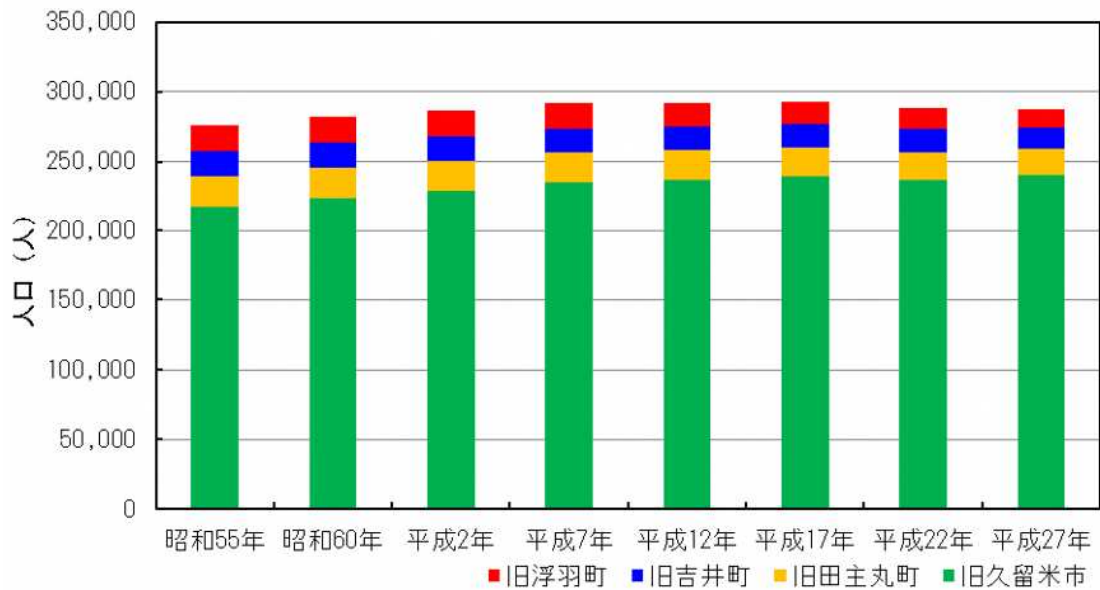


図 1-8 圏域内関係市町の人口経年変化

(2) 産業経済

左岸圏域の産業は、古くから農林業を基幹産業とし、稲作を中心に林業、植木・苗木、果樹などの特徴ある農林業が発展してきました。製造業については製材業、製麺業、醸造業、窯業、こけし・玩具製造業等の産業がみられ、近年では、吉本地区工業団地（久留米市田主丸町）、富永工業団地（うきは市吉井町）、古川工業団地（うきは市浮羽町）及び三春工業団地（うきは市浮羽町）等の整備が行われており、自動車関連産業等の新たな製造業の誘致による就業の場の増大が期待されています。

なお、左岸圏域内を構成する市町の総就業人口は、昭和55年の126,721人から平成27年には134,021人となり、7,300人増加しています。一方、産業別に就業者数の増減をみると、第1次、第2次産業において減少しており、特に第1次産業において平成27年に7,649人と、昭和55年と比べ約9,700人減少しており、就業者数の減少が顕著になっています。

また左岸圏域は、自然・歴史・文化などに関連した多くの観光資源があります。主なものとしては、筑後川や耳納連山等の雄大で美しい自然、片の瀬温泉・吉井温泉・筑後川温泉など筑後川沿いに分布する温泉、巨峰・柿などのフルーツ狩り、装飾古墳や社寺、久留米市田主丸町のふるさと会館、うきは市吉井町の白壁の町並み、うきは市浮羽町の藤波ダムと合所ダムや、民陶一の瀬焼や調音の滝、久留米市の古い町並みが残る草野地区の草野歴史資料館や大本山善導寺等があげられます。近年では、地域の特性を活かしたイベント等の開催により、客数も多くなっています。

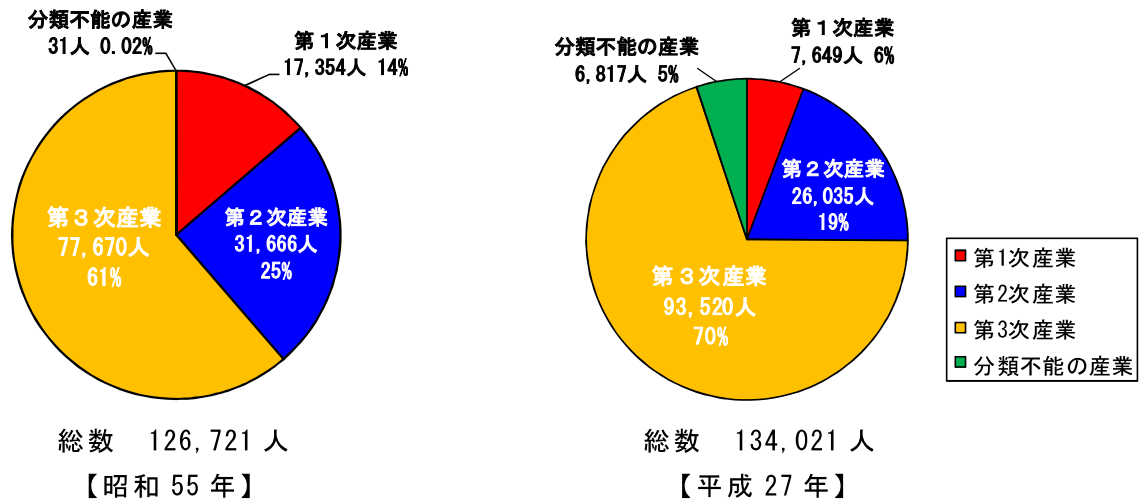


図 1-9 左岸圏域内を構成する市町の産業別就業人口割合
 出典) H27年国勢調査, S55年福岡県統計年鑑

(3) 交通

左岸圏域内の主な交通網は、主要道路として国道 210 号が東西に通っており、鉄道は JR 久大本線が左岸圏域主要都市である久留米市田主丸町、うきは市吉井町、うきは市浮羽町を通過しており、久留米市街地と隣接する大分県日田市を東西に結ぶ交通の要衝となっています。

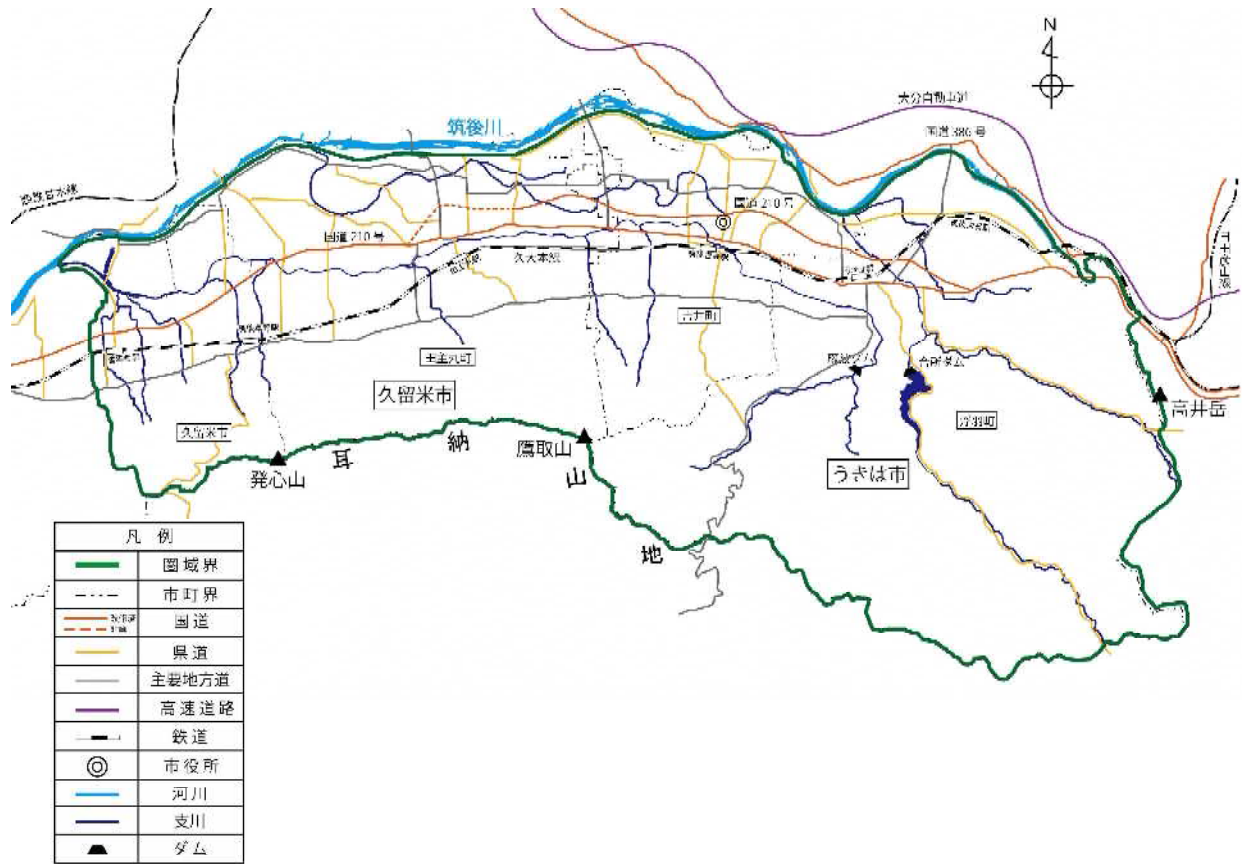


図 1-10 筑後川中流平野左岸圏域 交通網図

1-2 治水と利水の歴史

1. 治水の歴史

筑後川は、九州一の大川であり、「筑紫次郎」の異名をとる暴れ川であったため、古くから治水や利水に意が注がれていたことは多くの古書に記載があります。

左岸圏域は、もともと筑後川の氾濫原であり、筑後川の洪水時には著しい流路の変化をもたらしてきました。この筑後川の洪水時の氾濫流を、行政区の異なる下流側に流下させないように「築廻しの土居（築廻堤）」が構築されました。このため、洪水時には上下流の集落において利害の対立が繰り返され、歴史的にその上下流の住民にとって、重要な意味を持つものです。

近年では、平成 22 年 3 月に洪水調節を目的として、巨瀬川上流に藤波ダムが建設されました。



写真 1-21 築廻堤

2. 利水の歴史

左岸圏域は、もともと筑後川の氾濫原であり、自然堤防の発達によって形成された微高地でした。そのため、常時は筑後川の水位が地盤より低く、直接筑後川から取水ができなかったため、利水が極めて不便な地域でした。

江戸初期、この状況を案じた五人の庄屋衆（以後、五庄屋と呼ぶ）等地元住民の請願によって、寛文 4 年（1664 年）、久留米藩の藩営事業として、現在のうきは市浮羽町に大石堰や用水路が完成しました。また、この事業より後の寛文 13 年（1673）には、大庄屋であった田代弥三左衛門重栄と又左衛門重仍父子（以後、田代家と呼ぶ）によって、袋野堰と用水路が建設されました。藩政時代における農業用水の開発史として広く知られ、現在に至ってもその一部は使用されています。なお、先人の偉業を称えて、五庄屋は長野水神社並びに田代家は田栄神社に祀られています。

近代においては、昭和 40 年代から実施された国営「耳納山麓総合土地改良事業」による、かんがい用水と福岡都市圏への水道用水の確保のため、平成 2 年に隈上川上流に合所ダムが建設されました。



写真 1-22 大石堰



写真 1-23 田栄神社

第2章 河川の現状と課題

2-1 治水の現状と課題

左岸圏域では、昭和28年6月、昭和44年6月等の浸水被害を受けて、洪水被害軽減対策として局部的な改修を実施し現在に至っていますが、近年でも平成2年7月洪水や平成24年7月洪水など、巨瀬川、古川、不動川及び藤町川等において浸水被害が発生している状況です。

左岸圏域の治水事業では、平成22年3月に巨瀬川上流に建設された藤波ダムが、巨瀬川の洪水対策や既得用水供給、河川流況の安定化に寄与しています。

また石王地区から上流の古川と美津留川では、国営かんがい排水事業の着手に伴い、流域からの流出分を早期に筑後川へ流出させるため、石王樋門及び古川放水路並びに石王堰上流900mの古川の改修工事に着手し、河積の拡大を行ってきました。

一方、古川下流部の八幡排水機場より上流では、現況流下能力が小さいため浸水被害が生じており、平成9年から改修工事に着手しています。巨瀬川では、昭和28年6月洪水による既往最大規模の浸水被害に鑑み、昭和37年に田主丸町中央橋付近より上流の区間で改修工事に着手しています。その後の出水でも浸水被害に見舞われ、現在も改修工事を実施しています。

不動川では、近年において平成2年7月、平成5年8月、平成24年7月、また藤町川では平成2年7月に家屋の浸水被害が発生しました。これらの被害を軽減・防止するため、平成20年度より総合流域防災事業に着手し、不動川に平成29年に洪水調節池が完成しました。治水安全度向上のためには、今後も引き続き洪水対策を実施する必要があります。

また、異常な集中豪雨が頻発する近年の気象状況下では、想定を上回る洪水（超過洪水）が発生する可能性が高く、十分な安全性を確保するにはかなりの時間を要することが予想されます。このため、洪水氾濫が発生した場合、地域住民が安全かつ迅速に避難できるような的確な情報網の整備と避難誘導體制の確立及び、河川管理者、関係機関による防災対策と地域住民の危機管理意識の向上も図る、総合的な対策が必要です。



巨瀬川



古川



藤町川



不動川

写真 2-1 近年の浸水被害の状況(平成24年7月洪水)

表 2-1 近年の主要な洪水とその被害

洪水発生年月日	降雨下原因	河川名	浸水面積 (ha)	浸水家屋数(戸)		
				床下	床上	合計
S44.6.20~7.14	梅雨前線豪雨	巨瀬川	1259.00	1,060	695	1,755
		藤町川	48.40	-	-	0
		三光川	55.60	-	-	0
		堺川	50.00	-	-	0
		東本川	30.00	-	-	0
		樋ノ口川	50.00	-	-	0
		美津留川	100.00	-	-	0
S48.6.18~7.5	豪雨	隈上川	467.00	187	123	310
		巨瀬川	187.80	247	1	248
		不動川	1.40	10	6	16
		山曾谷川	6.00	15	-	15
		古川	151.00	10	-	10
		隈上川	1.80	6	-	6
		井延川	3.30	8	-	8
S54.6.13~8.8	豪雨	巨瀬川	26.10	-	-	0
		山曾谷川	0.20	3	-	3
		古川	113.40	-	-	0
		美津留川	157.00	28	5	33
		井延川	167.30	31	-	31
S55.6.1~8.8	豪雨	巨瀬川	389.40	48	-	48
		山曾谷川	1.10	9	1	10
		古川	181.00	-	-	0
		美津留川	77.40	8	-	8
		隈上川	0.80	15	-	15
		小坂川	0.70	0	-	0
		井延川	131.90	8	-	8
S56.6.22~7.16	豪雨、落雷と 台風第5号	巨瀬川	337.50	13	-	13
		古川	141.00	-	-	0
		美津留川	39.00	-	-	0
		井延川	141.00	-	-	0
S57.7.5~8.3	豪雨、落雷 風浪と台風第10号	巨瀬川	296.40	14	-	14
		古川	65.60	-	-	0
		美津留川	167.70	-	-	0
S58.5.24~7.28	豪雨	巨瀬川	45.60	5	-	5
S59.8.17~8.23	台風10号	巨瀬川	27.60	-	-	0
S60.6.27~7.24	豪雨及び台風第6号	巨瀬川	395.10	6	-	6
		不動川	0.02	2	-	2
		山曾谷川	4.20	8	-	8
		古川	106.30	-	-	0
S61.6.15~7.21	梅雨前線豪雨	美津留川	70.90	-	-	0
S62.7.11~8.8	豪雨、台風第5号 及び落雷	不動川	0.04	26	-	26
		古川	20.00	-	-	0
S62.8.21~8.27	豪雨、落雷	美津留川	1.00	-	-	0
S63.6.7~7.29	豪雨(梅雨)	巨瀬川	7.00	-	-	0
		古川	30.00	-	-	0
		美津留川	1.03	1	-	1
H1.6.8~7.18	豪雨(梅雨)、風浪	古川	20.00	-	-	0
		巨瀬川	7.00	-	-	0
H1.8.3~9.18	豪雨、落雷	古川	34.00	-	-	0
		美津留川	4.00	-	-	0
		古川	29.00	-	-	0
H1.9.17~9.22	豪雨、台風22号	美津留川	33.00	-	-	0
		巨瀬川	27.40	-	-	0
		不動川	15.00	1	-	1
H2.6.2~7.22	豪雨(梅雨)、落雷	藤町川	7.08	4	-	4
		三光川	36.00	-	-	0
		発心川	34.00	-	-	0
		古川	40.00	-	-	0
		美津留川	17.50	-	-	0
		不動川	0.40	23	-	23
H5.8.13~8.23	豪雨及び落雷	古川	33.30	-	-	0
		美津留川	5.30	-	-	0
		巨瀬川	195.73	125	18	143
H7.4.29~5.2	豪雨	古川	98.70	-	-	0
		巨瀬川	44.41	-	-	0
H7.6.30~7.6	豪雨	古川	25.95	-	-	0
		隈上川	0.50	6	-	6
H24.6.29~7.8	梅雨前線豪雨	巨瀬川	0.49	42	7	49
		樋ノ口川	0.02	2	-	2
		山曾谷川	0.42	37	5	42
		美津留川	0.01	-	2	2
		美津留川	0.05	5	-	5
		隈上川	0.17	16	-	16
		小坂川	0.01	1	-	1
		井延川	0.17	17	-	17
		巨瀬川	2.56	160	25	185
		不動川	1.45	84	12	96
H24.7.10~7.23	梅雨前線豪雨	三光川	0.03	2	-	2
		東本川	0.09	6	-	6
		山曾谷川	0.52	42	10	52
		美津留川	0.01	1	-	1
		隈上川	0.97	52	43	95
		小坂川	0.20	14	4	18
		井延川	0.30	23	7	30

出典)水害統計(S36~H29)より抜粋

2-2 河川利用及び河川環境の現状と課題

1. 水利用

左岸圏域ではダムや堰が設けられ、河川水はかんがい用水や生活水の重要な水源となっています。

隈上川では、上流に建設された合所ダムの水が、福岡地区水道企業団及び福岡県南広域水道企業団の水道用水（久留米市及びうきは市のかんがい用水）として利用されています。

2. 河川空間利用

左岸圏域では、美津留川、隈上川、小塩川、巨瀬川及び藤波ダム周辺に河川公園等が整備され、地域住民の憩いの場となっています。小塩川上流の岩谷堂^{いわやどう}では6月上旬にホタル祭が開催され、筑後川本川でも花火大会やイベントの場として多様な利用が行われており、周辺地域や他県から大勢の見物客で賑わっています。



河川公園（美津留川）
出典）うきは市 HP



調音の滝公園流水プール（巨瀬川）
出典）うきは市 HP



藤波ダム公園（巨瀬川）



合所ダム公園（隈上川）
出典）うきは市 HP

写真 2-2 河川空間利用の状況

3. 自然環境・河川環境

左岸圏域では、井延川下流が耶馬日田英彦山国定公園（昭和25年7月29日指定）の一部に、巨瀬川及び巨瀬川支川の上流が筑後川県立自然公園（昭和25年5月13日指定）の一部に指定されており、豊かな自然環境を呈しています。

左岸圏域河川上流の山間部には、スギ・ヒノキの植林地が広がり、中・下流域の周辺には落葉果樹園や水田が広がります。また、河川沿いにヤナギ林や竹林等の樹林が点在するほか、川辺にはヨシが、水中にはヤナギモやフサモ等が生育しています。

これらの環境に応じ、左岸圏域内の河川に生息する生物は、ヤマメ、タカハヤ、ドンコ、オイカワ、ヨシノボリ類、タナゴ類等の多くの魚類をはじめ、カワセミ、ヤマセミ、カワガラス、カササギ等の鳥類、アカハライモリ、ツチガエル、ニホンアマガエル、ニホンヤモリ、ニホントカゲ、シマヘビ等の両生・爬虫類、トンボ類、チョウ類、バッタ類、甲虫類、ハチ類等の数多くの昆虫類などが生息しています。

これまでの生物調査により、表2-2に示す希少な動植物が確認されています。

このような動植物の生息・生育・繁殖環境を極力保全できるように努め、周辺環境に応じた河川整備が求められます。

一方、左岸圏域では、在来の生物に悪影響があると考えられる外来生物^{*1}、特に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（「外来生物法^{*2}」2005年施行）」に指定された特定外来生物^{*3}として、植物ではオオフサモの1種が確認されています。

これらの外来生物の存在は、河川固有の生態系や環境を損なうなど、河川における生物多様性の低下を招く場合があることから、関係機関と連携し適正な対応を行う必要があります。

【用語説明】

〔外来生物〕^{*1}

もともと、その地域にいなかった生物が、人間の活動によって他地域から入ってきた生物を指します。

〔外来生物法〕^{*2}

この法律は、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）、輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする法律です。

〔特定外来生物〕^{*3}

特定外来生物とは、もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼす生物を、外来生物法により特定外来生物として指定された生物を指します。飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことなどが原則として禁止されます。

表 2-2 圏域内で確認されている希少な動植物

	No.	目名	科名	種名	河川名					種の保存法	環境省 RL	福岡県 RDB2011	福岡県 RDB2014		
					巨瀬川	古川	不動川	藤町川	圏域内						
魚類	1	コイ	コイ	アブラボテ	●	●					NT		NT		
	2			カゼトゲタナゴ	●	●					EN		EN		
	3			カネヒラ	●	●							NT		
	4			カワヒガイ	●						NT		VU		
	5			セボシタビラ	●						国内希少種※	CR		CR	
	6			ニッポンバラタナゴ	●						CR			EN	
	7			ヤリタナゴ	●	●					NT			VU	
	8			ドジョウ	アリアケスジシマドジョウ	●	●					EN			EN
	9				ドジョウ	●	●								VU
	10				ヤマトシマドジョウ	●	●					VU			NT
	11	サケ	サケ	サクラマス(ヤマメ)	●					NT			EN		
	12	スズキ	ケツギョ	オヤニラミ	●	●				EN			NT		
	13	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	●	●				VU			NT		
	14	ナマズ	ギギ	アリアケギバチ	●	●				VU			EN		
動底物生	1	カメムシ	タイコウチ	ミズカマキリ	●								NT		
	2	トビケラ	シマトビケラ	オオシマトビケラ	●								NT		
植物	1	ガマ	ミクリ	ヤマトミクリ	●					NT	EN				
	2	スイレン	スイレン	コウホネ		●						VU			
	3	ラン	ラン	エビネ	●					NT	VU				
哺乳類	1	コウモリ	キクガシラコウモリ	コキクガシラコウモリ	●							NT			
	2	ネズミ	ネズミ	ハタネズミ	●							NT			
	3			カヤネズミ	●							VU			
	4			リス	ムササビ	●							NT		
	5	ネコ	イタチ	イタチ	●							NT			
	6		イヌ	キツネ	●							NT			
鳥類	1	カッコウ	カッコウ	ツツドリ	●							NT			
	2	カモ	カモ	オシドリ	●					DD		NT			
	3	キジ	キジ	ヤマドリ	●							VU			
	4	コウノトリ		ササゴイ	●							NT			
	5	スズメ	ツバメ	コシアカツバメ	●							NT			
	6		ヒタキ	オオルリ	●							NT			
	7	タカ	タカ	サシバ	●					VU		NT			
	8			ノスリ	●								NT		
	9	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	●							NT			
両生・爬虫類	1	無尾目	ヒキガエル	ニホンヒキガエル	●								VU		
	2			アマガエル	カジカガエル	●							NT		
	3			トノサマガエル	●					NT			EN		
	4	有鱗目	ナミヘビ	ヤマアマガエル	●								VU		
	5			シロマダラ	●								NT		
	6			タカチホヘビ	●								VU		
	7			ヒバカリ	●								NT		
昆虫類	1	カメムシ	ナベバタムシ	トゲナベバタムシ				●		VU		EN			
	2	コウチュウ	ゲンゴロウ	キベリマメゲンゴロウ				●		NT		EN			
	3			ヒメドロムシ	ヨコミゾドロムシ				●		VU		NT		
	4	チョウ	シロチョウ	ツマグロキチョウ	●					EN		VU			
	5		セセリチョウ	ヒメキマダラセセリ	●							NT			
	6		タテハチョウ	オオムラサキ	●					NT			NT		
貝類	1	イシガイ	イシガイ	オバエボシ				●		VU		CR			
	2			カタハガイ				●		VU		CR			
	3			トンガリササノハ				●		NT			VU		
	4			ニセマツカサガイ				●		VU			EN		
	5			マツカサガイ				●		NT				VU	

【重要種の選定基準：貴重または保護すべき種として指定されている種、及び下記の資料の掲載種】

- ・環境省 レッドリスト2019
- ・福岡県 福岡県の希少野生生物—福岡県レッドデータブック2011(植物, 野鳥, 哺乳類)、レッドデータブック2014 (両生類・爬虫類・陸上昆虫類・魚類・底生動物)

【重要種のカテゴリー分類】

- 絶滅危惧 I 類(CR+EN)：絶滅の危機に瀕している種
- 絶滅危惧 I A類(CR)：絶滅の危機に瀕している種のうち、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
- 絶滅危惧 I B類(EN)：絶滅の危機に瀕している種のうち、I A類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
- 絶滅危惧 II 類(VU)：絶滅の危険が増大している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 I 類」のカテゴリーに移行する要素を有するもの)
- 情報不足(DD)：評価するだけの情報が不足している種

※：国内希少野生動植物種の略称。種の保存法により指定された絶滅のおそれのある野生動植物物であって、捕獲、販売、譲渡を目的とした広告などが原則として禁止されている。



ヤリタナゴ（コイ目コイ科）
環境省：準絶滅危惧（NT）
福岡県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）



カゼトゲタナゴ（コイ目コイ科）
環境省：絶滅危惧ⅠB類（EN）
福岡県：絶滅危惧ⅠB類（EN）



ミナミメダカ（ダツ目メダカ科）
環境省：絶滅危惧Ⅱ類（VU）
福岡県：準絶滅危惧（NT）



オヤニラミ（スズキ目ケツギョ科）
環境省：絶滅危惧ⅠB類（EN）
福岡県：準絶滅危惧（NT）



カワヒガイ（コイ目コイ科）
環境省：準絶滅危惧（NT）
福岡県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）



セボシタビラ（コイ目コイ科）
環境省：絶滅危惧ⅠA類（CR）
福岡県：絶滅危惧ⅠA類（CR）



ニッポンハラタナゴ（コイ目コイ科）
環境省：絶滅危惧ⅠA類（CR）
福岡県：絶滅危惧ⅠB類（EN）



アリアクスジマトジヨウ（コイ目トジヨウ科）
環境省：絶滅危惧ⅠB類（EN）
福岡県：絶滅危惧ⅠB類（EN）



エビネ（ラン目ラン科）
環境省：準絶滅危惧（NT）
福岡県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）



カヤネズミ（ネズミ目ネズミ科）
環境省：—
福岡県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）



ムササビ（ネズミ目リス科）
環境省：—
福岡県：準絶滅危惧（NT）



キツネ（ネコ目イヌ科）
環境省：—
福岡県：準絶滅危惧（NT）



ニホンヒカゲイル（無尾目ヒカゲイル科）
環境省：—
福岡県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）



トノサマガイル（無尾目アカゲイル科）
環境省：準絶滅危惧（NT）
福岡県：絶滅危惧ⅠB類（EN）



シロマダラ（有鱗目ナミヘビ科）
環境省：—
福岡県：準絶滅危惧（NT）



タカチホヘビ（有鱗目ナミヘビ科）
環境省：—
福岡県：絶滅危惧Ⅱ類（VU）



トゲナハフタムシ (カマシ目ナハフタムシ科)
環境省：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
福岡県：絶滅危惧ⅠB類 (EN)



ツマグロキチョウ (チョウ目シロチョウ科)
環境省：絶滅危惧ⅠB類 (EN)
福岡県：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)



オハエホシ (イシガイ目イシガイ科)
環境省：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
福岡県：絶滅危惧ⅠA類 (CR)



トガリササハ (イシガイ目イシガイ科)
環境省：準絶滅危惧 (NT)
福岡県：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)



ニセマツカガイ (イシガイ目イシガイ科)
環境省：絶滅危惧Ⅱ類 (VU)
福岡県：絶滅危惧ⅠB類 (EN)

写真 2-3 圏域内で確認されている希少な動植物

4. 河川水質

左岸圏域では、河川における水質汚濁に係る環境基準の類型指定は、巨瀬川（全域）では平成22年度までB類型、平成23年度以降はA類型に指定され、また、隈上川（全域）ではA類型に指定されています。河川の一般的な水質指標であるBOD^{*4}（75%値）^{*5}は、いずれも環境基準を達成しています。

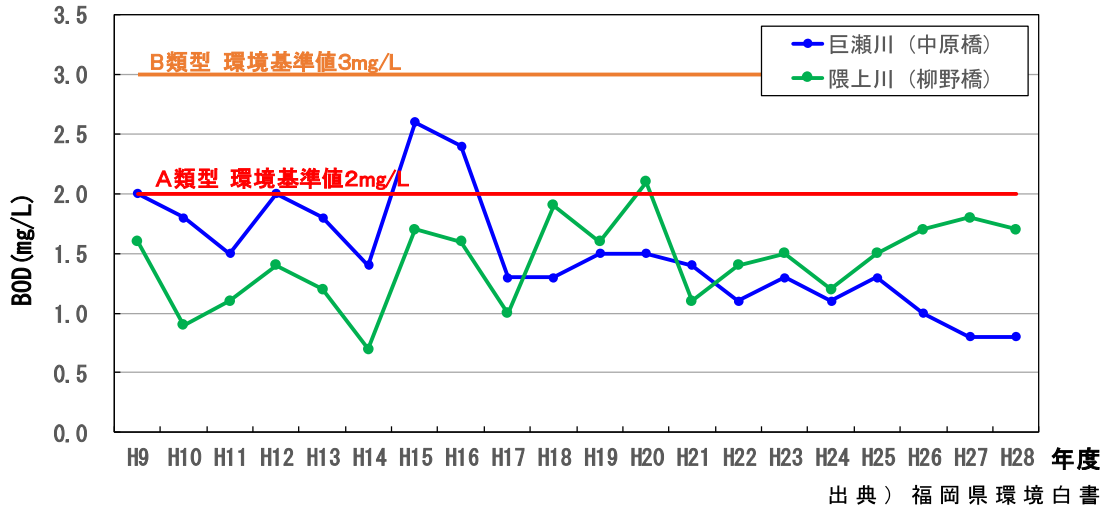


図 2-1 水質の経年変化 (BOD75%値)

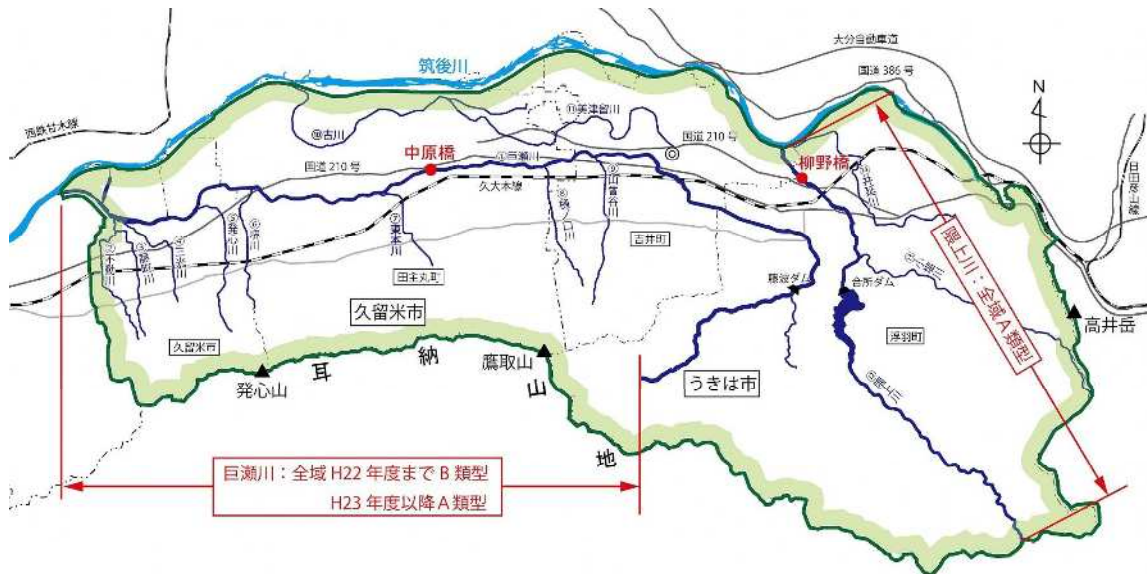


図 2-2 巨瀬川、隈上川の環境基準地点位置図

【用語説明】

〔BOD(生物化学的酸素要求量)〕^{*4}

水中の微生物が、有機物などの汚濁物質を分解するのに必要な酸素量で、河川の水質汚濁を表す代表的な指標です。値が大きいくほど、汚濁物質の分解に多くの酸素量を必要としているので、水が汚れていることを表します。

〔BOD75%値〕^{*5}

BODの環境基準の達成状況は、公共用水域が通常の状態(河川では低水流量時及び水利用が行われている時期を含む)にあるときの測定値によって判断します。測定された年間データをその値の小さいものから順に並べ、データ数の75%目に当たる値(データが12個あれば値の小さいものから9番目)が基準値に適合している場合に環境基準を達成していると判断します。

2-3 まとめ

左岸圏域では、現在でも頻繁に浸水被害が発生しており、今後も洪水に対する安全性の向上を目指して河川整備を進めていく必要があります。

巨瀬川は古くからかんがい用水として利用されていますが、河川環境保全のための水量確保が必要です。

また、イベントやレクリエーション、環境学習等の利用が見込まれる河川空間については、今後も地域住民や関係機関と連携して河川の適切な維持、利活用に努める必要があります。

河川環境については、従来の治水主体の河川整備に代わり自然環境の保全を重視した河川整備への要望が高まっています。このため、今後河川整備を進めるにあたっては、洪水に対する安全性の向上を前提として、河川環境の保全と多くの人々が親しめる川づくりを行っていく必要があります。

水質については、圏域内の中心を流れる各支川が合流する巨瀬川並びに合所ダムを通過して筑後川に合流する隈上川においてA類型の環境基準を概ね達成しており、今後も現在の水質を維持していくことが必要です。

河川整備及び河川管理に対するニーズは近年多様化しており、これらを総合的に行っていくためには、地域との連携は不可欠なため、地域と一体となった川づくり並びに河川管理が必要です。

第3章 河川整備計画の対象区間及び対象期間

3-1 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象となる河川は、表 3-1 に示す圏域内全ての県管理区間とします。

表 3-1 河川整備計画の対象区間

河川名	河川区間		県管理区間 延長 (km)
	上流端	下流端	
① 巨瀬川	左岸 うきは市浮羽町妹川字元有 3145 番地先 右岸 うきは市浮羽町妹川字下小坪 8545 番地先	筑後川への合流点	17.1
② 不動川	左岸 久留米市山本町耳納字今泉 1663 番の 1 地先 右岸 久留米市山本町耳納字牛殺 1781 番地先	巨瀬川への合流点	2.4
③ 藤町川	久留米市草野町吉木字上大日 1 番の 1 番地先の西吉木橋	不動川への合流点	2.2
④ 三光川	左岸 久留米市草野町吉木字三光 1231 番の 2 地先 右岸 久留米市草野町矢作字居釜口 1 番地先	巨瀬川への合流点	2.7
⑤ 癸心川	左岸 久留米市草野町紅桃林 34 番の 1 地先 右岸 久留米市草野町紅桃林 91 番の 1 地先	巨瀬川への合流点	2.1
⑥ 堺川	左岸 久留米市草野町紅桃林字早田原 216 番の 1 地先 右岸 久留米市田主丸町中尾字三反田 1368 番の 3 地先	巨瀬川への合流点	2.4
⑦ 東本川	左岸 久留米市田主丸町益木田字裨田屋敷 1636 番の 3 地先 右岸 久留米市田主丸町姥屋敷 1637 番の 1 地先	巨瀬川への合流点	1.5
⑧ 樋ノロ川	うきは市吉井町鷹取字高尾 1511 番の 8 番地先の玄竹橋	巨瀬川への合流点	1.6
⑨ 山曾谷川	左岸 うきは市吉井町福益字森下 235 番の 6 地先 右岸 うきは市吉井町福益字森下 262 番の 5 地先	巨瀬川への合流点	2.1
⑩ 古川	左岸 久留米市田主丸町船越字千代久西島 1931 番地先 右岸 久留米市田主丸町船越字千代久西島 1932 番地先	筑後川への合流点	9.2
⑪ 美津留川	うきは市吉井町小塚 279 番地先の県道橋	古川への合流点	8.9
⑫ 隈上川	左岸 うきは市浮羽町田籠字注連原栞床 698 番地先 右岸 うきは市浮羽町田籠字注連原邸の内 705 番地先	筑後川への合流点	10.7
⑬ 小塩川	左岸 うきは市浮羽町小塩字小園 3763 番の 1 地先 右岸 うきは市浮羽町小塩字馬場 3397 番地先	隈上川への合流点	7.4
⑭ 井延川	うきは市浮羽町山北字寿美ノ江 285 番の 4 地先の国道橋	筑後川への合流点	4.0

3-2 河川整備計画の対象期間

河川整備計画の対象期間は、整備計画対象区間における河川整備が一連の効果を発揮するために必要な期間として、計画策定時から概ね 30 年間とします。

なお、本計画は現時点の被害軽減の緊急性から策定するものであり、策定後の状況の変化や新たな知見・技術の進歩などの変化により、必要に応じて適宜見直しを図ります。

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

4-1 河川整備計画における基本理念

左岸圏域における河川整備計画は、地域の自然、歴史、文化等に配慮し、洪水や渇水から人々の暮らしを守ることを基本理念とします。地域・住民との連携を図りながら洪水から貴重な生命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、うらおいと安らぎのある水辺環境を保全する「環境」のバランスをとって、左岸圏域の特徴に合わせた川づくりを行っていきます。また、川づくりを行うにあたり、総合的な維持管理についても実施していきます。



4-2 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

1. 洪水対策

左岸圏域における災害の発生防止又は軽減に関する目標は、過去の洪水被害の状況や頻度、氾濫した場合の被害の甚大さ、流域内の人口や資産の状況等から求められる治水安全度等を勘案して決定します。

本計画では、近年の浸水被害等を考慮し、巨瀬川、古川、不動川及び藤町川を整備対象河川とします。

洪水対策については、巨瀬川は、昭和44年6月規模程度の洪水を安全に流下させることを目標とし、中央橋地点で $290\text{m}^3/\text{s}$ を整備目標流量とします。

古川は、昭和44年6月規模程度の洪水を安全に流下させることを目標とし、柳瀬橋地点で $75\text{m}^3/\text{s}$ を整備目標流量とします。

不動川は、平成2年7月及び平成5年8月規模程度の洪水を安全に流下させることを目標とし、下流赤岩樋門地点で $10\text{m}^3/\text{s}$ を整備目標流量とします。

藤町川は、平成2年7月規模程度の洪水を安全に流下させることを目標とし、下流新設樋門地点で $10\text{m}^3/\text{s}$ を整備目標流量とします。

なお、本河川整備計画に記載がない災害復旧や局部改良等については、適切に実施してまいります。

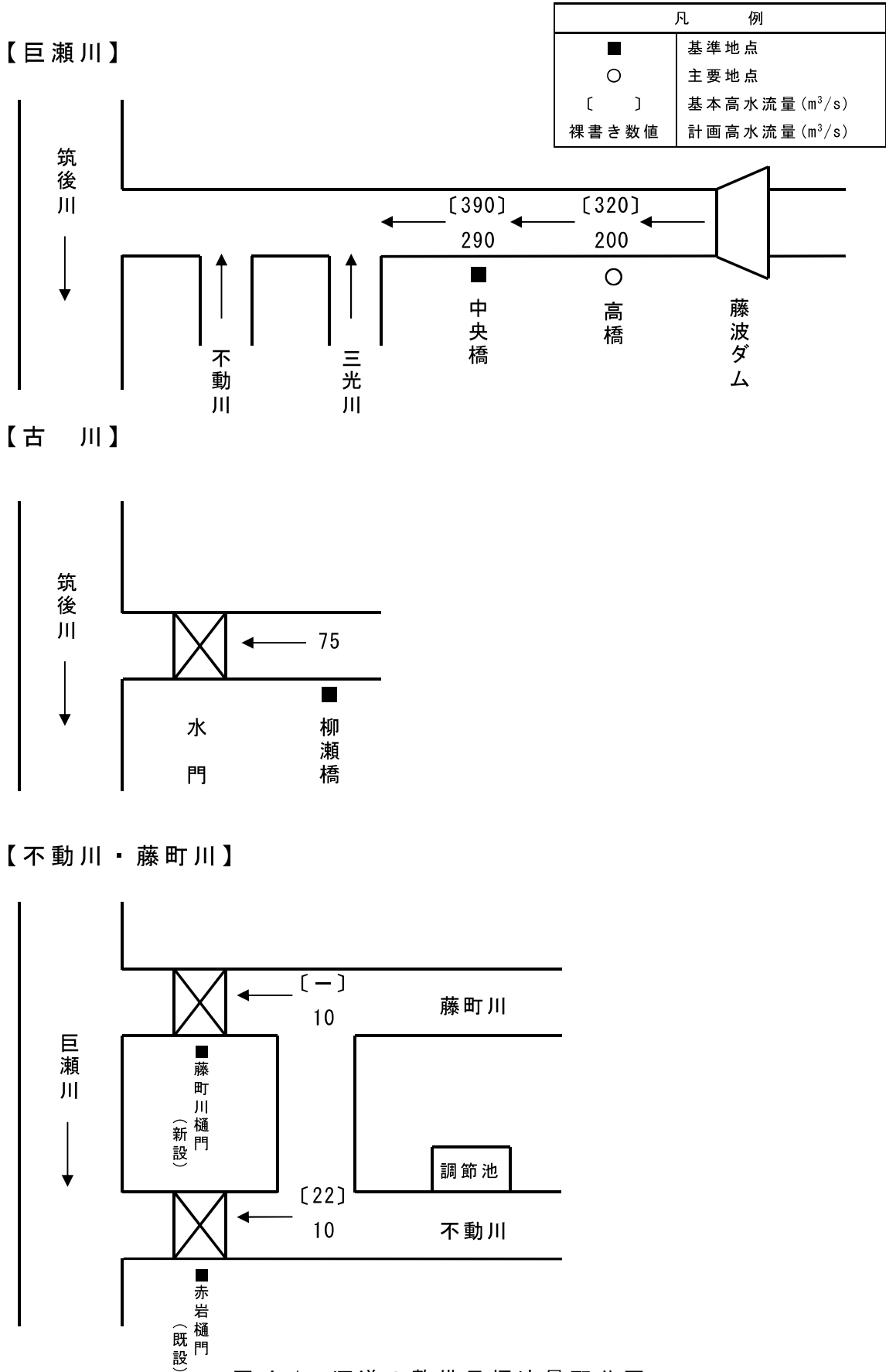


図 4-1 河道の整備目標流量配分図

2. 内水対策

内水対策については、内水被害が発生しやすい地区を対象に、関係機関と連携・調整を図り、必要に応じて内水被害の軽減や拡大防止を目指します。

3. 地震・津波対策

地震津波対策については、堤防や水門等の河川管理施設の耐震性能を照査し、必要な耐震対策を実施し、大規模な地震動が発生しても、河川管理施設として必要な機能を確保することとします。

4. 危機管理

危機管理については、洪水による被害を最小限に抑えるため、関係機関と緊密な連携を図りながら、河川情報の収集と情報伝達体制の充実、水防活動の支援に努め、流域全体での防災力向上を目指します。

5. 河川の維持

河川の維持については、堤防・護岸・樋門等の河川管理施設や河道の土砂堆積、河床低下、河岸洗掘、河道内樹木等を対象に、適切な河道管理による洪水等の災害防止又は被害軽減を目指します。

4-3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標

1. 水利用

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持については、将来にわたり河川水の利用が維持されるように、関係機関・団体、流域住民と連携して適正な水管理に努めていくことを目指します。

2. 河川空間利用

河川空間の利用については、川が最も身近な自然とのふれあいの場であることを念頭に、周辺環境に十分配慮し、環境教育・環境学習の場とするとともに、自然に触れ、親しむことのできる河川空間の形成を目指します。

3. 河川環境

河川環境の整備と保全については、河川や周辺の生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工法等を採用し、工事に伴う影響を極力減らすとともに、周辺に広がる山地や田園風景等との調和のとれた景観の維持を目指します。

4. 河川水質

水質については、今後も河川汚濁の防止に努めるとともに関係機関との連絡調整に努め、現況の良好な水質の維持を目指します。

第5章 河川の整備の実施に関する事項

5-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 河川工事の目的、種類

整備対象河川では、整備計画目標流量を安全に流下させることを目的として、築堤、掘削、護岸の整備及び橋梁等の改築を行い、浸水被害の軽減を図ります。

2. 洪水対策

(1) 施行の場所

圏域内の河道整備は、表 5.1 に示す施行の場所において、目標流量を安全に流下させる河道を確保します。

表 5-1 施行の場所

河川名	施行区間	施行延長
巨瀬川	中央橋～高橋上流	6.10km
古川	八幡排水機場～石王堰	6.16km
不動川	西川橋～善導寺橋	0.50km
藤町川	200m 地点～市道橋	0.10km
	新規 三光川合流部～200m 地点	0.20km

(2) 改修方針

① 巨瀬川

現況の河道形状を確保しながら、画一的な河道とならないよう自然環境を保持した河積の拡大を行います。

法面勾配は地形や確保できる河床幅との関係をみながら適宜その勾配を柔軟に選択し、自然植生にすることにより、動植物の生息・生育空間の確保を図ります。また、治水上必要と認められる箇所については、護岸工及び護床工を設置するが、



写真 5-1 巨瀬川（清宗橋より上流）

極力、生態系に配慮した構造とします。環境面では、現況河道に土堤が残っており、多くの植物が茂り自然な景観を呈しています。川辺にはツルヨシやオギ、水中にはヤナギモやフサモ等の植物が繁茂するほか、川沿いにセンダン等の樹木が点在し水面を覆うなど、多様な環境が形成されており、魚類や鳥類、昆虫類等、多くの動植物の貴重な生息・生育環境が形成されています。そこで、河川整備にあたっては、治水計画と整合を図るとともに、生物多様性保全の観点から、巨瀬川と支川・用水路の連続性の確保を図ります。また、学識経験者等の指導を頂きながらモニタリング調査等を行うことにより、環境への影響を最小限にとどめて生物多様性の確保に努めることとします。また、河川は人にとって最も身近な生活環境の場であることから、周辺環境に十分配慮したうえで、親水性の向上に努めます。具体的には次のような整備を図ります。

- ・環境に配慮した護岸とし、生物の隠れ場、採餌の場等、生物の生息上、重要な場である水際線については、極力、在来植物が生育できるよう配慮します。
- ・治水上必要と認められる箇所については、護岸工及び護床工を設置します。
- ・二枚貝や水草等の生息・生育の基盤となる河床を維持するため、施工にあたっては、時期、工法等について、十分配慮します。
- ・自然豊かな景観を維持するため、覆土等により人工構造物が目立たない施設にするなど配慮します。
- ・管理用通路の散策道としての活用、緩傾斜護岸、階段護岸等の整備により親水性の向上に努めます。
- ・魚類等の生息環境を確保するため、^{みお}湍筋の確保、瀬・淵・砂州の適正な維持を行い、河川の特성에応じた環境の保全と創出を図ります。
- ・川沿いに点在するセンダン等の樹木は、治水計画と調整の上極力保全します。

主要な地点における代表横断図は、図 5-2 のとおりです。ただし、河床の形状等については、標準的なイメージを示したものです。

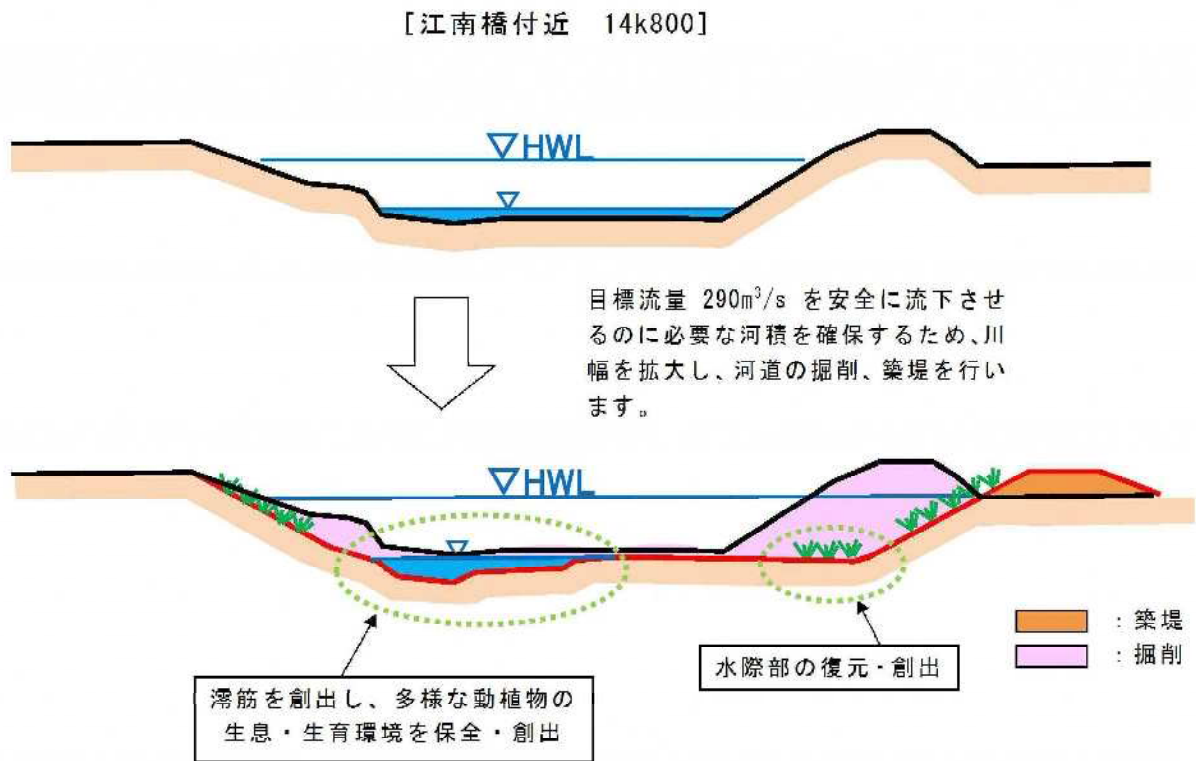


図 5-2 巨瀬川 河川整備計画区間代表横断面図

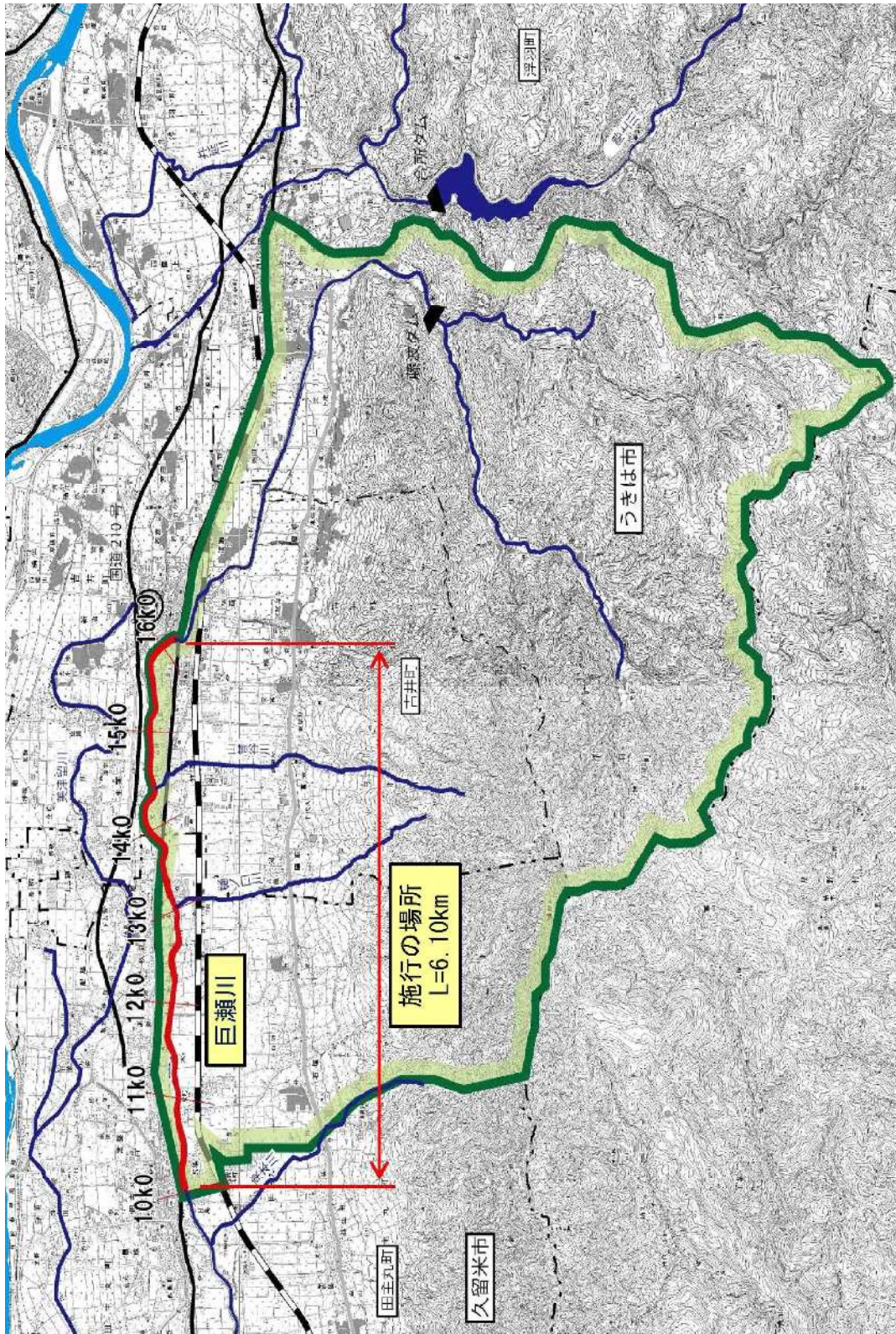


図 5-3 巨瀬川 河川整備計画の施行の場所

②古川

現況の河道形状を確保しながら、画一的な河道とならないよう自然環境を保持した河積の拡大を行います。法面勾配は地形や確保できる河床幅との関係をみながら適宜その勾配を柔軟に選択し、自然植生にすることにより、動植物の生息・生育空間の確保を図ります。また、治水上必要と認められる箇所については、護岸工及び護床工を設置するが、極力、生態系に配慮した構造とします。



写真 5-2 古川（高川原橋より下流）

環境面では、川辺にはヨシやマコモ、水中にはヤナギモやフサモ等の植物が繁茂しているほか、川沿いにヤナギ等の樹木が点在し水面を覆うなど、多様な環境が形成されており、魚類や鳥類、昆虫類等、多くの動植物の貴重な生息・生育環境が形成されています。このため、河川整備にあたっては、治水計画と整合を図るとともに、学識経験者等の指導を頂きながら必要に応じてモニタリング調査等を行うことにより、環境への影響を最小限にとどめて生物多様性の確保に努めることとします。

また、かつて舟運が行われ、人と川との関わりが深かった河川でしたが、時代の流れに伴い現在は周辺に広がる水田からの排水路となっています。このため、人と川との関係の回復を念頭に、周辺環境に十分配慮したうえで、護岸の緩傾斜化、親水性の向上に努めます。

具体的には次のような整備を図ります。

- ・環境に配慮した護岸とし、生物の隠れ場、採餌の場等、生物の生息上、重要な場である水際線については、極力、在来植物が生育できるよう配慮します。
- ・治水上必要と認められる箇所については、護岸工及び護床工を設置します。
- ・二枚貝や水草等の生息・生育の基盤となる河床を維持するため、施工にあたっては、時期、工法等について、十分配慮します。
- ・自然豊かな景観を維持するため、覆土等により人工構造物が目立たない施設にするなど配慮します。
- ・管理用通路の散策道としての活用、緩傾斜護岸、階段護岸等の整備により親水性の向上に努めます。
- ・魚類等の生息環境を確保するため、現況の^{みお}滞筋を考慮し素堀による低々水路の形成を行う等河道に変化を与えます。
- ・川沿いに点在するヤナギや竹林等は、治水計画と調整の上極力保全します。
- ・魚類の上下流の移動を確保するため、堰には魚道を設置します。

主要な地点における代表横断図は、図 5-4 のとおりです。ただし、河床の形状等については、標準的なイメージを示したものです。

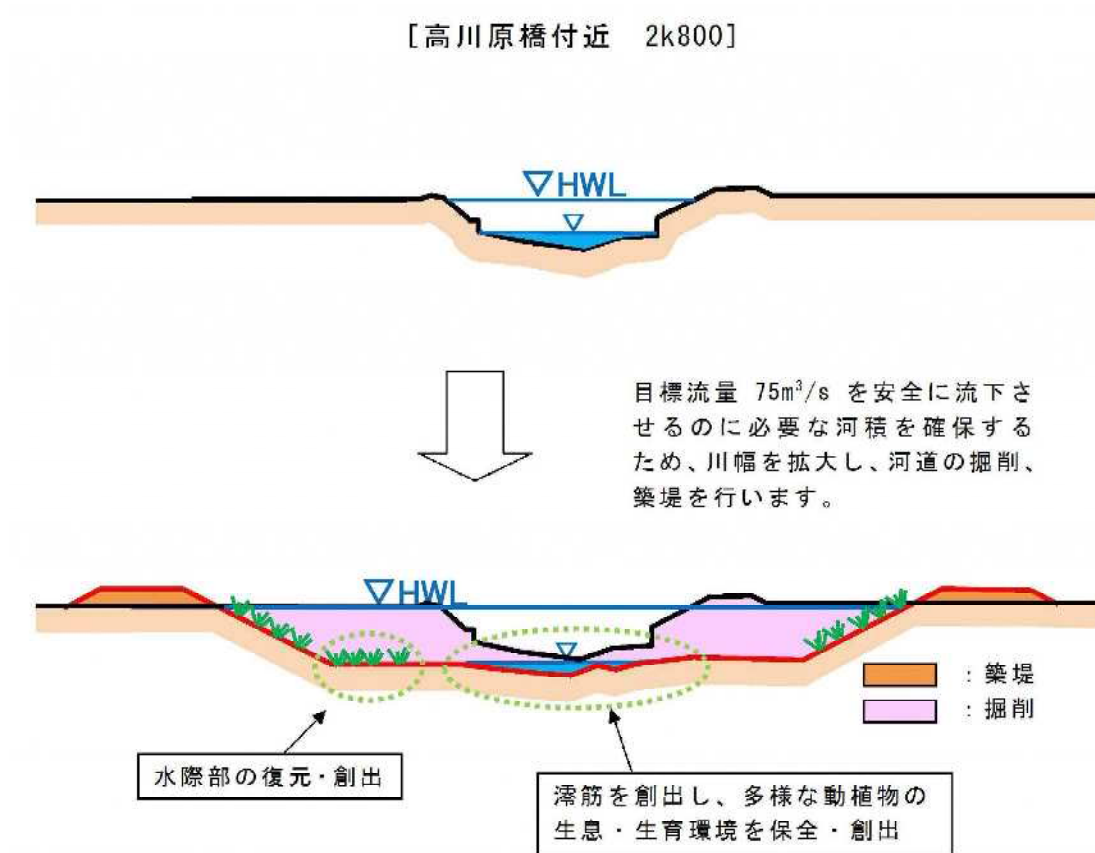


図 5-4 古川 河川整備計画区間代表横断面図

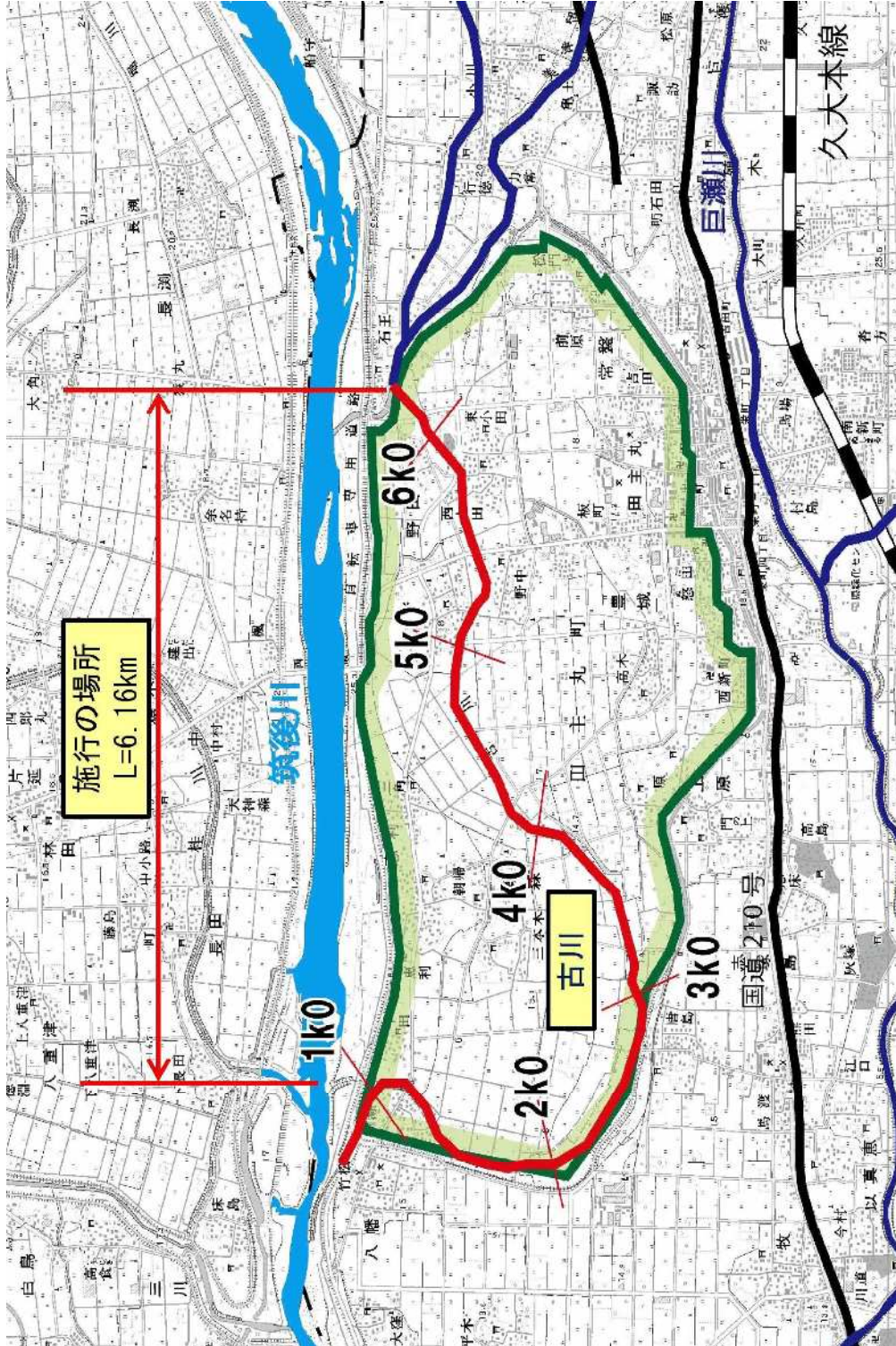


図 5-5 古川 河川整備計画の施工の場所

③不動川

不動川は、川幅が3m程度で、住宅地を直線的に貫流しています。河床が平坦であり、平常時の流量が少ないため、魚類の生息は河床が低下してできた湛水域にオイカワ等が確認される程度です。

現況流下能力が小さく、近年では、平成2年、平成5年、平成24年に家屋の浸水被害が発生しています。

整備にあたっては、不動川の特徴を踏まえて、以下の方針で整備を図ります。



写真 5-3 不動川

- ・河積不足を解消するため、河道拡幅や築堤による河積の拡大を行います。また、河床の掘削に伴い、必要に応じて護岸や根固工の整備、橋梁の改築を行います。
- ・現況の植生は、治水安全度を確保した上で、極力保全します。
- ・現在の水域に分布している在来種の回復を図ります。
- ・多様性を考慮した滞筋の掘削による変化に富んだ水際の形成を図ります。

主要な地点における代表横断図は、図 5-6 のとおりです。ただし、河床の形状等については、標準的なイメージを示したものです。

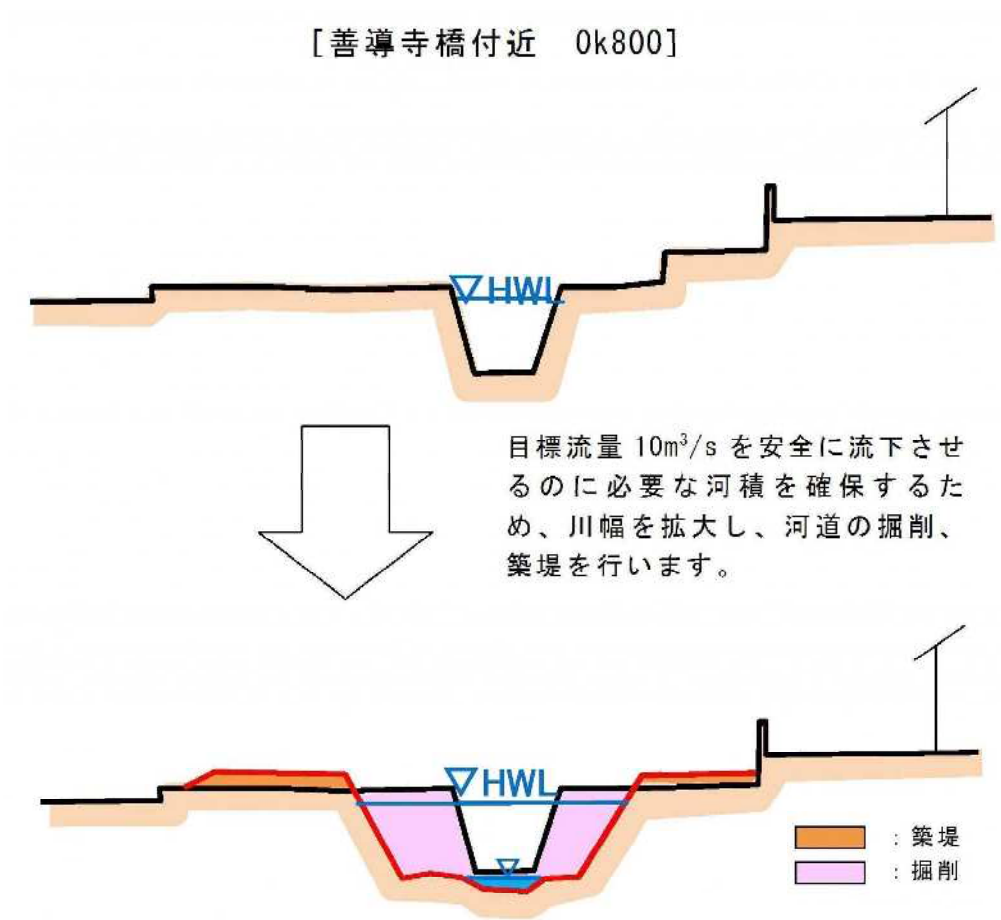


図 5-6 不動川 河川整備計画区間代表横断面図

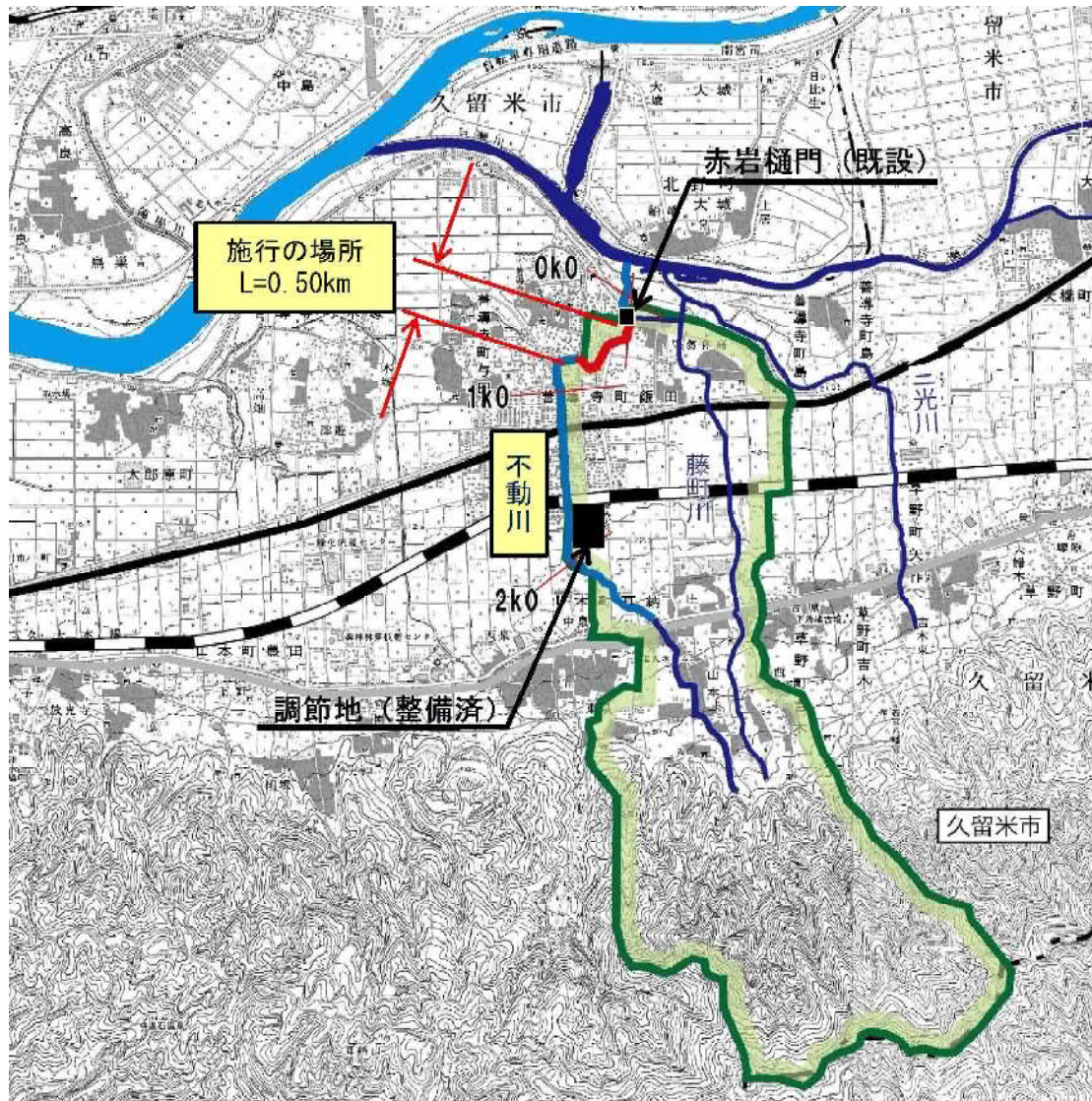


図 5-7 不動川 河川整備計画の施行の場所

④ 藤町川

藤町川は、川幅が3m程度で住宅地を直線的に貫流しています。河床が平坦であり、平常時の流量が少ないため、魚類の生息は河床が低下してできた湛水域にオイカワ等が確認される程度です。

現況流下能力が小さく、近年では、平成2年に溢水氾濫による家屋の浸水被害が発生しています。

整備にあたっては、藤町川の特徴を踏まえて、以下の方針で整備を図ります。



写真 5-4 藤町川

- ・治水安全度の向上を図るため、流末を不動川から三光川に変え、必要な河積を確保します。
- ・河積不足を解消するため、河道拡幅や築堤による河積の拡大を行います。また、河床の掘削に伴い、必要に応じて護岸や根固工の整備、橋梁の改築を行います。
- ・現況の植生は、治水安全度を確保した上で、極力保全します。
- ・現在の水域に分布している在来種の回復を図ります。
- ・多様性を考慮した滞筋の掘削による変化に富んだ水際の形成を図ります。

主要な地点における代表横断図は、図 5-8 のとおりです。ただし、河床の形状等については、標準的なイメージを示したものです。

[藤町川 0k300]

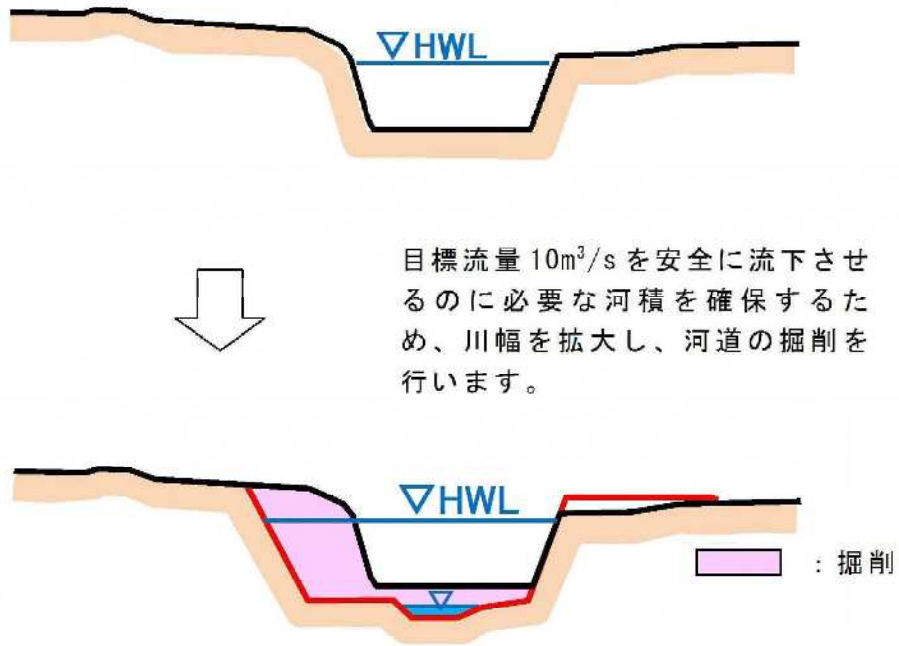


図 5-8 藤町川 河川整備計画区間代表横断面図

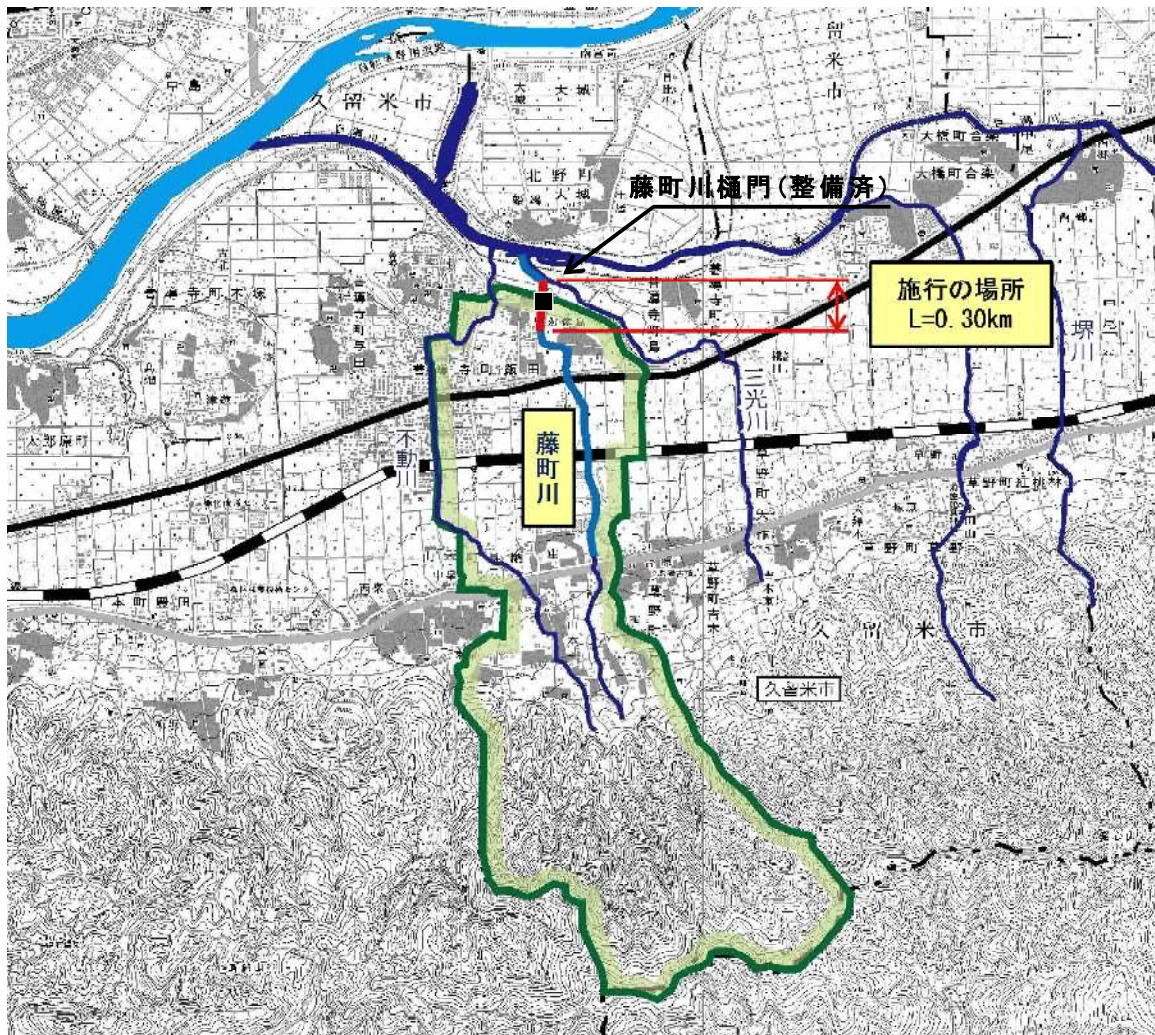


図 5-9 藤町川 河川整備計画の施行の場所

3. 局所的な改良

ネック箇所の解消により被害軽減が可能な箇所については、緊急性や優先度を考慮し、必要に応じた局所的な改修を行うことにより、浸水被害の軽減を図ります。

4. 内水対策

家屋への浸水被害が頻繁に発生するなど、内水対策の必要がある箇所については、関係機関等と連携・調整を行い、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

5. 水衝部等の安全性確保

水衝部や洪水時の河床の深掘れ、河岸及び堤防法面の侵食等によって堤防の安全性を確保できないおそれのある箇所や、河道のモニタリング等の結果により、河川の維持や河川管理施設の安全性を確保する必要があると判断された箇所については、必要に応じて根固め、護岸、水制及び法面保護等の改修を行います。

6. 堤防の安全性確保

堤防については、必要に応じて洪水における浸透や侵食等に対する安全性の検討を行い、その結果を踏まえ、所定の安全度が不足している箇所については状況に応じた対策を実施し、堤防の安全性を確保します。

7. 危機管理

危機管理については、整備途上における施設能力以上の洪水や計画規模を超過した洪水に対しては、関係機関と緊密に連携を図りながら、防災情報の速やかな提供と水防活動の支援に努め、被害の防止、軽減を図ります。さらに、災害時に地域住民が円滑かつ迅速な避難行動が行えるよう、久留米市及びうきは市が行うハザードマップの作成支援を行います。

5-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1. 河川維持の目的

河川の維持管理は、地域特性を踏まえながら、洪水による災害の発生防止又は軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全を図ることを目的とします。河川管理施設等に関して適切な維持管理を行うため、下記の施策を講じます。

2. 河川維持の種類

(1) 河川管理施設の維持

河川管理施設の維持は、施設の機能を十分に発揮させることを目的として、堤防・護岸及び河川工作物等の定期的な巡視、点検、補修等を行います。また定期的に災害危険箇所等の把握を行い、優先順位の高いものから必要な対策を行います。なお、機械・機器等の施設の機能を維持するため、機器類の更新並びに補修も必要に応じて行います。

さらに、治水上の安全性を確保するため、取水堰等の許可工作物において、洪水時の洗掘や河積の阻害等、河川管理上の支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努めます。また、施設の新設や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響と、環境保全にも配慮するよう指導します。

(2) 河道の維持

河道内に堆積した土砂等は、洪水時の流下能力維持を目的として、河川巡視により堆積状況を把握します。また周辺河川環境に配慮しながら、必要に応じてしゅんせつ等の維持管理に努めます。

河川内に繁茂した植生については、それらのもつ浄化機能や生態系への影響を考慮しながら伐採等を行うとともに、植生の適正な管理を目指します。

洪水後の局所洗掘や長期的な河床低下等については、河川巡視等により、回復状況に留意し、適切な管理に努めます。

(3) 河川の巡視

河川の巡視については、河川巡視要綱に基づいて行います。また、河川区域内における不法投棄、不法占用等を防止するため、関係機関と連携して監視、指導に努めます。

さらに、梅雨時期等の雨が多い時期に備えて、重点的に河川施設の巡視を行い、異常箇所の早期発見に努めます。

(4) 災害への対応

災害への対応について、護岸等の河川管理施設に災害が発生した場合は、早期発見に努めるとともに、河川環境に配慮しつつ復旧に向けて迅速に取り組みます。

(5) 水量・水質の管理等

適正な水量・水質の管理について、関係機関と連携して雨量・水位の把握に努めます。

さらに水質事故が発生したときは、事故状況の把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等原因者及び関係機関と協力して迅速な対応を行います。

(6) ダムの操作管理

ダムの操作が必要な場合は、操作規則等に基づき迅速かつ的確に操作を行います。

3. 施行の場所

河川の維持管理については、河川整備計画の対象区間のうち、福岡県が管理する区間にて実施します。

5-3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する事項

1. 水利用

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため、関係機関と連携して河川流量等の情報収集及び提供に努めます。

また渇水時等の被害を最小限に抑えるため、情報提供伝達等の体制を強化するとともに、関係機関及び水利使用者等と連携してその影響の軽減に努めます。

2. 河川空間利用

河川空間の利用については、治水及び安全・安心な河川利用に配慮したうえで、地域の要望を踏まえた子どもたちの自然体験、環境学習活動の場の形成に努めます。

河川利用等のニーズが高い地区については、関係機関及び地域住民等と連携し、安全性・利便性に配慮した河川空間の整備及び完成後の利活用計画・維持管理面での地域の協力等について検討し、「かわまちづくり支援制度」等の活用により人と河川の豊かなふれあいの場の整備を行います。

3. 河川環境

河川環境の整備と保全については、多自然川づくり基本指針、中小河川に関する河道計画の技術基準及び福岡県生物多様性戦略を基本として、治水・利水面に配慮しつつ、地域と合意形成を図りながら、多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に努めます。

また、左岸圏域の河川、特に古川には希少な動植物が多く生息・生育していることから、整備事業の実施前にこれらの希少種の生息・生育地点の把握に努めます。

4. 河川水質

水質については、圏域全体で概ね良好な状況ですが、水質が悪化しないように、関係機関と地域住民との協働による水環境の保全に努めます。

5-4 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

1. 洪水等に対する総合的な被害軽減対策の推進

近年の降雨傾向の変化や洪水被害の発生状況をみると、平成29年7月九州北部豪雨のような記録的な豪雨、あるいはそれ以上の豪雨がいつ発生してもおかしくありません。甚大な洪水被害から最低限人命を守るためには、地域住民及び市町村が洪水被害に対する防災・減災を強く意識した社会を構築していくことが重要です。そのために、「大規模氾濫に関する減災協議会」等を通じて国や市町村等と連携し、地域住民も含めて「施設では防ぎきれない規模の洪水も必ず発生するもの」と認識して取り組む必要があります。併せて、平成29年7月九州北部豪雨による被災状況を踏まえ、土砂や流木の流出の可能性も十分認識して対応する必要があります。

このため、河川改修のような従来のハード整備に加え、ソフト対策を充実させ、洪水等に対する総合的な被害軽減対策を推進していきます。

2. ソフト対策の具体的な取り組み

(1) 水害発生の危険性に関する情報の提供

水位周知河川においては、円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域等を、洪水浸水想定区域として公表しています。公表した洪水浸水想定区域に基づき、市町村が洪水ハザードマップ等を作成する場合には、支援を行うなど関係機関との連携をさらに強化していきます。また、洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設※及び大規模工場等の所有者または管理者が避難確保計画の作成、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等をする際は、技術的な助言を行います。

なお、水位周知河川に指定されていない河川においても、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、市町村が過去の浸水実績を水害発生の危険性に関する情報として活用できるように支援していきます。

※「要配慮者利用施設」とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設を示します。

(2) リアルタイム水文情報（雨量、河川水位等）の提供

洪水等による被害の発生または発生が予想される際には、正確な防災情報を収集し、迅速に市町村や地域住民に提供することが重要です。

洪水時に防災情報をリアルタイムで提供するため水位計の整備を進めるとともに、圏域内の雨量や河川水位等を「福岡県土木総合防災情報システム」や「防災メールまもるくん」により、携帯電話やインターネットを利用して地域住民へ提供します。

水位周知河川については、市町村への水防情報の伝達を行うとともに、市町村長が避難指示の発令を判断する支援として、洪水時の河川の状況を市町村長等へ情報提供（ホットライン）する仕組みを構築します。

<インターネット>
 福岡県総合防災情報ホームページ (<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis/info/top/menu>)
 <スマートフォン>
 福岡県総合防災情報ホームページ (<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/sp/>)
 <携帯電話>
 福岡県総合防災情報ホームページ (<http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/fp/>)

パソコンの場合

スマートフォンの場合

図 5-10 「福岡県総合防災情報」の各種情報アドレス

防災メール・まもるくんホームページ (<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/mamorukun/>)

図 5-11 「防災メール・まもるくん」の各種情報アドレス

(3) 防災意識の向上のための市町村への支援

洪水被害を軽減するためには、水防活動を実施する自治体や地域住民一人ひとりの防災意識を高め、洪水時の迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難を実行する必要があります。そのため、日頃から河川に関する防災情報の提供や、関係機関とも連携し、広報・支援体制の確立に努めるとともに、防災意識の啓発・向上を図ります。

洪水等による被害を最小限に抑えるためには、自助、共助、公助それぞれの災害に対応する力を高めることが大切であることから、自助行動に関するパンフレットを作成し、市町村職員や自主防災組織、一般住民向けに提供しています。併せて、災害の発生前から地域住民や関係機関が、迅速で的確な対応をとるには、その対応をあらかじめ時系列に明確化したタイムライン（防災行動計画）を活用した取り組みを行うことが重要であり、市町村がタイムラインを作成する際、助言等の支援を行います。

また、平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害と同規模あるいはそれ以上の規模の災害に対して、土砂災害警戒区域等の情報を共有し、避難対策の構築などによる災害に強い地域づくりのために、河川事業、砂防事業及び市町村が連携した対策を推進していきます。



<ホームページアドレス>
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/self-help-action.html>

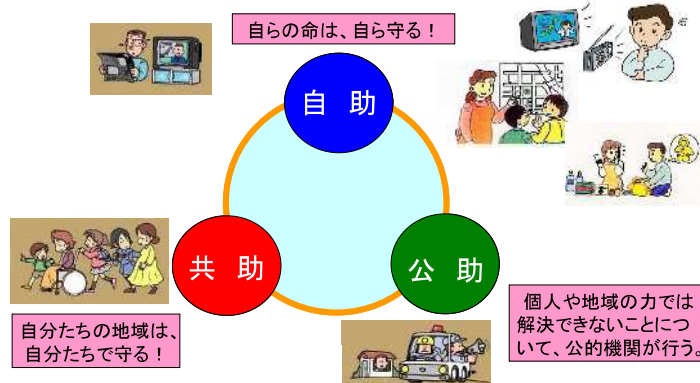


図 5-12 総合的な被害軽減対策イメージ（自助、共助、公助）

3. 河川の利用・整備等に関する地域住民との連携

(1) 河川愛護意識等の普及及び啓発

河川愛護月間等における行事、各種イベントを通じて河川愛護、美化意識の普及、啓発に努め、それらを推進する組織づくりを支援するとともに、地域住民の関心がよりいっそう河川に向くよう、積極的な広報活動等に努めます。

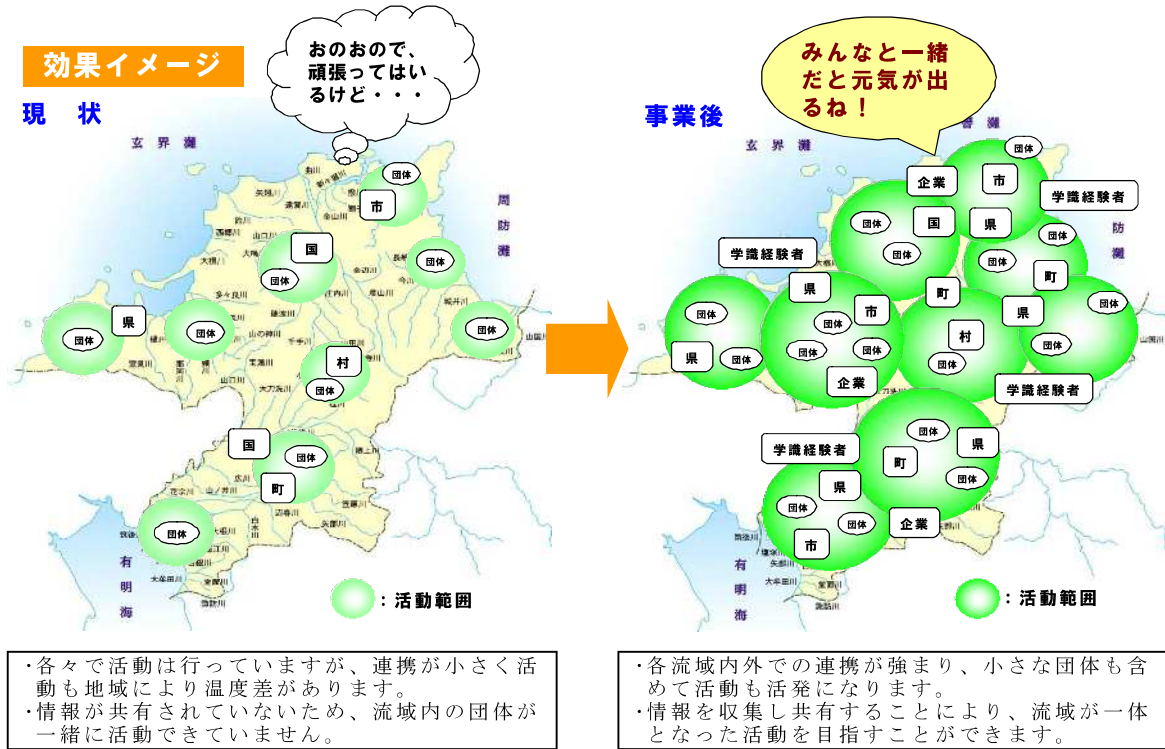


図 5-13 河川愛護意識の普及及び啓発の効果イメージ



写真 5-5 ふくおか水もり自慢!



写真 5-6 ふくおか川の大掃除

(2) 水難事故防止のための教育

近年、局部的集中豪雨による水害及び水難事故が全国各地で発生しています。

国土交通省では、平成20年7月の兵庫県都賀川の急な増水による痛ましい事故を受け、「水難事故防止策検討ワーキンググループ」の設置及び対策の検討が行われ、平成21年1月に報告書がとりまとめられました。

福岡県では、近年増加している局部的集中豪雨による水難事故対策として、河川を利用する方々に、天候の急変などによる急激な増水や水辺の危険箇所を知ってもらうために、子どもを対象とした「ふくおか水辺の安全講座」を平成21年度からNPO法人と協働で開催しています。

図 5-14 「ふくおか水辺の安全講座」案内パンフレット

ビデオにより川の危険箇所を知る



遭難したときの流され方、スローロップによる救助



魚取り、カヌーで川の楽しさを学ぶ



急な出水により中州に取り残された場合の集団での歩き方



写真 5-7 水辺の安全講座の様子

(4) 環境に配慮した連携の重視

河川やその周辺における不法投棄、ごみのポイ捨て、生活雑排水、また、外来生物の侵入等、多様な生物を育む良好な河川環境を保全する上で、不利益となる要因は種々あります。



写真5-8 不法投棄の例

そのため、永続的に良好な河川環境が維持できるよう、行政と地域住民、河川愛護団体等とが連携し、環境教育・環境学習の場として活用を図るとともに、それら活動の促進・支援に努めます。

また、在来種保全のための外来生物対策として、地域住民等に対し、外来生物の侵入による在来種への影響や外来生物対策の必要性等について広報・啓発活動に努めます。

(5) 河川情報の共有化の推進

地域住民の一人ひとりが河川の現状と課題を認識し、行政とともに問題解決に当たるためには、河川について広く理解してもらい、河川が有する優れた価値を共有する必要があります。

そのため、パンフレットの配布やイベントの開催、インターネット等様々な情報伝達手段を活用することにより、情報の公開・提供に努めます。



図 5-16 インターネットホームページ（福岡県河川協会）